

総務民生常任委員会（決算特別委員会）会議録

日時 令和元年9月4日（水）

午前 9時56分

場所 城里町役場 3階 委員会室

出席委員（6名）

委員長	河原井 大 介 君	副委員長	藤 咲 芙美子 君
	鯉 渕 秀 雄 君		関 誠一郎 君
	三 村 孝 信 君		猿 田 正 純 君

決算特別委員長（1名）

阿久津 則 男 君

地方自治法第105条の規定により出席した者（1名）

議 長 小 坏 孝 君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

まちづくり戦略課長	大曾根 直 美
総務課長	鯉 渕 和 己
町民課長	雨 宮 忠 芳
財務課長	山 崎 秀 樹
税務課長	鈴 木 貴 司
健康保険課長	阿久津 忠 昭
長寿応援課長	井 上 優
福祉こども課長	増 井 栄 一
会計課長	小 林 正 雄
議会事務局長	阿久津 雅 志

説明補助のため出席した者の職氏名

まちづくり戦略課長補佐	海 野 公 明
まちづくり戦略課長補佐	江 幡 守 仁

まちづくり戦略課技査兼係長	飯塚博一
総務課長補佐	船橋行子
総務課内地域防災室長補佐	所克実
町民課長補佐	稲川弘美
町民課長補佐	加藤孝行
財務課参事兼課長補佐	富江一也
財務課長補佐	山崎栄一
税務課参事兼課長補佐	久保田和美
税務課長補佐	松崎英明
健康保険課長補佐	潮田久美子
健康保険課長補佐	木村和恵
健康保険課主査兼係長	佐藤正博
健康保険課主査兼係長	貝藤正幸
長寿応援課長補佐	塙武
長寿応援課主事	鷺翔瑛
地域包括支援センター 課長補佐	谷津靖子
福祉こども課長補佐	山形幸恵
会計課長補佐	荒井俊朗
七会町民センター係長	塚田洋平
環境センター所長	船橋洋一
衛生センター所長	片根雅人
七会診療所事務長	飯村正則

職務のため出席した者の職氏名

書	記	藤田真紀
書	記	高丸哲史

総務民生常任委員会（決算特別委員会）次第

- 1 開 会
- 2 総務民生常任委員長挨拶
- 3 決算特別委員長挨拶
- 4 議長挨拶

5 審議事項

- (1) 議案第60号 平成30年度城里町一般会計決算認定について
《歳入》平成30年度決算書 所管分
《歳出》平成30年度決算書 所管分
- (2) 議案第61号 平成30年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について
- (3) 議案第62号 平成30年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- (4) 議案第63号 平成30年度城里町介護保険特別会計決算認定について
- (5) 陳情第6号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化に
ついての意見書提出についての陳情
- (6) 総務民生常任委員会視察研修について
- (7) その他

6 閉 会

午前 9時56分開会

開 会

○議会事務局長（阿久津雅志君） おそろいのようなので、ただいまから総務民生常任委員会を開会いたします。

委員長挨拶

○議会事務局長（阿久津雅志君） まず初めに、河原井委員長よりご挨拶をいただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（河原井大介君） 皆さん、おはようございます。

各委員におかれましては、何かとご多用のところ、ご出席をいただき大変ご苦労さまでございます。

本日の会議は、平成30年度城里町一般会計決算の所管分、国保、後期高齢者医療分及び介護保険特別会計の4会計の決算について審議するものです。慎重なる審議と委員会運営には特段のご協力をお願いしまして、ご挨拶とさせていただきます。

きょうはどうぞよろしく願いいたします。

○議会事務局長（阿久津雅志君） ありがとうございます。

決算特別委員長挨拶

○議会事務局長（阿久津雅志君） 続きまして、阿久津決算特別委員長よりご挨拶をお願いいたします。

○決算特別委員長（阿久津則男君） 改めまして、おはようございます。

きょうは平成30年度の決算特別委員会ということで、大変ご苦労さまでございます。

委員の皆様方には、慎重審議をお願いいたしまして、また、執行部の皆様方におきましては、丁寧な説明をお願いし、挨拶とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議会事務局長（阿久津雅志君） ありがとうございます。

議長挨拶

○議会事務局長（阿久津雅志君） 続きまして、小坏議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（小坏 孝君） おはようございます。

平成30年度の決算委員会ということで、非常に皆様、ご苦労さまでございます。
円滑な会議が行われますようお願いをいたしまして、ご挨拶といたします。
本当にご苦労さまでございます。

○**議会事務局長（阿久津雅志君）** ありがとうございます。

審議事項

○**議会事務局長（阿久津雅志君）** それでは、早速会議に入らせていただきます。

河原井委員長の会議進行により会議の運営のほうをお願いいたします。よろしく
いたします。

○**委員長（河原井大介君）** それでは、会議に入ります。

まず、（1）議案第60号 平成30年度城里町一般会計決算認定について、歳入所管分
についてを議題といたします。

説明は、平成30年度決算書の歳入歳出決算事項別明細書の歳入の目に沿いまして簡潔に
説明をお願いいたします。では、よろしく願います。

税務課長。

○**税務課長（鈴木貴司君）** お手数ですが、お手元の平成30年度決算書の8ページをお開
き願います。

では、1款町税、1項町民税、1目個人住民税であります。補正額2,472万6,000円の
増額につきましては、補正額確定によるものでございます。法人税2,292万8,000円及び軽
自動車税180万5,000円を合わせた額となっております。法人税については事業所の収益の
増、軽自動車につきましては登録台数の増加と、重課税率の適用等による増額となつてご
ざいます。

続いて、1節現年課税分でございますが、調定額7億8,088万7,960円に對しまして、収
入済額7億7,194万5,864円でございます。収入未済額は894万2,096円となっております。

2節滞納繰越分でございますが、調定額2,716万2,063円に對しまして、収入済額1,162
万2,783円でございます。不納欠損が260万9,603円でございます。収入未済額は1,292万
9,677円となっております。

続きまして、2目の法人税であります。補正額2,292万1,000円につきましては、収納
額の確定により補正したものでございます。この補正の主な理由といたしましては、事業
所における機械設備の購入及びリースなどで設備の拡充を図ったことが増収の大きな要因
であると考えております。増収の大きな事業所では1,300円超計上しており、その他多数
事業所でも設備の拡充などにより増収、増益となっております。

1節現年課税分でございますが、調定額7,943万3,100円に對しまして、収入済額7,923
万3,100円でございます。収入未済額は20万円ちょうどとなっております。

2 節滞納繰越分でございますが、調定額100万6,900円に対しまして、収入済額が19万9,600円でございます。不納欠損は16万2,500円で、収入未済額は64万4,800円となっております。

続いて、2 項 1 目固定資産税であります。予算額 9 億3,522万2,000円で、額の補正はございませんでした。

1 節現年課税分でございますが、調定額 9 億3,687万4,700円に対しまして、収入済額 9 億1,856万6,550円で、収入未済額は1,830万8,150円となっております。

2 節滞納繰越分でございますが、調定額6,029万9,840円に対しまして、収入済額1,322万9,506円、不納欠損が500万7,796円で、収入未済額は4,206万2,538円となっております。

続いて、2 目 1 節国有資産等所在市町村交付金でございますが、調定額、収入額とも1,061万3,400円でございます。これは関東森林管理局665万、茨城県それと水戸市からの交付金でございます。

3 項 1 目軽自動車税であります。補正額108万5,000円につきましては、さきにお話しいたしましたとおり、登録台数の増、グリーン特化の重課税の適用が増えたことによる補正となっております。

1 節現年課税分につきましては、調定額7,652万3,800円に対しまして、収入済額7,496万6,400円で、収入未済額は155万7,400円となっております。

2 節滞納繰越分でございますが、調定額498万7,060円に対し、収入済額99万7,532円で、不納欠損が38万1,200円、収入未済額は360万8,328円となっております。

4 項 1 目町たばこ税であります。予算額 1 億2,128万7,000円で、額の補正はございませんでした。

1 節現年課税分でございますが、調定、収入済額とも、1 億1,880万3,563円であります。29年度は1 億1,946万4,517円でしたが、30年度決算ベースで66万954円の減となっております。紙巻きたばこ三級品の税率が引き上げられたものの、禁煙等、たばこ離れが進み、近年、販売本数の減少が顕著にあらわれておりまして、さらに健康志向の普及と相まって、収入が減という大きな要因となっていると考えております。

9 ページになります。9 ページをごらん願います。

5 項 1 目入湯税であります。予算額3,142万9,000円で、額の補正はございません。

1 節現年課税分でございますが、調定、収入額とも3,009万8,700円で、29年度決算と比べまして117万900円の減となっております。内訳としましては、ホロルのほうが6,978人の減で、金額が104万6,700円減っております。水戸温泉につきましては、1,102人減っております。額にして12万4,200円となっております。

以上でございます。

○委員長（河原井大介君） 財務課長。

○財務課長（山崎秀樹君） 同じく9ページです。

2款の地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税ですが、確定に伴う調定額4,121万5,000円、収入済額も同額であります。ガソリン等に係る税金を市町村道の延長、それから面積に応じて国から譲与されたものです。

2項1目自動車重量税譲与税ですが、確定に伴う調定額1億153万2,000円、収入済額も同額です。自動車重量税の収入額の1,000分の407に相当する額を市町村道の延長及び面積での案分により、国から譲与されたものです。

3款1項1目利子割交付金ですが、確定に伴う調定額308万7,000円、収入済額も同額です。預金などの利子所得の課税に対する交付金で、県から課税額全体のおおむね5分の3相当額を市町村に交付されたものです。

10ページになります。

4款1項1目配当割交付金ですが、確定に伴う調定額704万3,000円、収入済額も同額です。個人に係る株式等の配当に対する課税で、県が徴収し納入された額の約5分の3を市町村に交付されたものです。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金ですが、確定に伴う調定額606万4,000円、収入済額も同額です。株式の譲渡による所得の課税で、県が徴収し、約5分の3が市町村に交付されたものです。

6款1項1目地方消費税交付金ですが、補正額につきましては確定に伴う増で、調定額3億1,280万8,000円、収入済額も同額です。消費税の1.7%相当額が地方消費税譲与税として国から県に譲与され、県から消費に関連した基準により2分の1相当額を市町村に交付されたものです。

11ページになります。

7款1項1目ゴルフ場利用税交付金ですが、確定に伴う調定額6,017万2,962円、収入済額も同額です。ゴルフ場の所在市町村、町内には5つのゴルフ場がありますが、県が徴収した当該ゴルフ場の利用税額の10分の7相当額が町に交付されたものです。

8款1項1目自動車取得税交付金ですが、確定に伴う調定額3,919万1,000円、収入済額も同額です。県が自動車の取得、新車取得者区分ですが、に対してその取得額の10分の7が交付されたものです。

12ページになります。

9款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金ですが確定に伴う調定額71万6,000円、収入済額も同額です。七会地区の自衛隊爆破訓練場の固定資産税に相当するものです。

10款1項1目地方特例交付金ですが、補正額につきましては確定に伴う増で、調定額749万3,000円、収入済額も同額です。国の減税処置に対し、地方負担額の一部を補填するための措置として国から市町村に交付されたものです。

13ページになります。

11款1項1目地方交付税ですが、補正額につきましては確定に伴う増で、調定額38億56万1,000円、収入済額も同額です。内訳は、普通交付税で35億1,505万7,000円、特別交付税で2億8,550万4,000円です。補正額は当初予算に対し、普通交付税の増によるものです。

12款1項1目交通安全対策特別交付金ですが、確定に伴う調定額218万3,000円、収入済額も同額です。道路交通法に定める反則金を道路交通安全施設経費に充てる財源として市町村に交付されたものです。

○委員長（河原井大介君） 長寿応援課長。

○長寿応援課長（井上 優君） 14ページをお願いします。

13款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、1節高齢者福祉費負担金、調定額536万5,100円、収入額531万5,300円、未収額は4万9,800円です。個人負担金の単価改定によりまして、33万1,000円の増額補正をしております。老人ホーム入所者からの負担金収入であります。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（増井栄一君） 同じく2節になります。14ページ、2節保育料負担金でございます。調定額207万8,800円、収入済額203万8,800円で、収入未済額が4万円になっております。現年分の保育料に係るものですが、この4万円につきましては、今年度収入済となっております。

3節、お願いいたします。保育料過年度負担金、調定額255万4,610円、収入済額68万4,500円、不納欠損額28万、収入未済額159万110円でございます。収入未済額につきましては11件分の未済がございます。

以上でございます。

○委員長（河原井大介君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 同じく14ページであります。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料であります。まちづくり戦略課所管分といたしまして、1節の総務使用料で桂地区、七会地区光ファイバーの芯線使用料として、NTT東日本から950万8,860円と、株式会社JWAYから114万9,534円、あとFC水戸からのグラウンド年間使用料として800万円及びお試し住宅使用料として2万円あります。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 総務課長。

○総務課長（鯉渕和己君） 同じく14ページで、14款使用料及び手数料、1項使用料、1目1節の総務使用料の中に、総務課分として予算額6,000円、収入済額の中に2,000円が含まれています。内容につきましては、電気自動車の急速充電器使用料であります。

○委員長（河原井大介君） 財務課長。

○財務課長（山崎秀樹君） 2節に入ります。

財務課所管分として、2節の行政財産使用料、補正額につきましては確定に伴う減で、調定額479万9,913円、収入済額も同額です。主なものは、町開発公社ホロルの湯厨房160万円1,073円、物産センター山桜73万8,275円、直売センターかつら37万759円、その他自動販売機設置料等でございます。

○委員長（河原井大介君） 町民課長。

○町民課長（雨宮忠芳君） 15ページになります。

2項手数料、1目総務手数料、1節戸籍手数料であります。主なものは戸籍関係証明書交付です。調定、収入済額とも434万2,550円であります。

続きまして、2節住民票手数料であります。主なものは住民票の写し及び証明書の交付です。調定、収入済額とも326万7,600円あります。

同じく3節事務手数料であります。主なものは個人番号カード再交付手数料です。調定、収入済額とも150万6,400円あります。町民課所管分は調定、収入済額とも6万4,400円あります。

続きまして、4節自動車臨時運行許可申請手数料であります。主なものは自動車臨時運行許可申請手数料です。調定、収入済額とも28万3,500円あります。

○委員長（河原井大介君） 税務課長。

○税務課長（鈴木貴司君） 戻って、3節事務手数料になりますが、調定、収入額とも150万6,400円のうち、税務課分の諸証明手数料として調定、収入額とも144万1,400円を計上してございます。

それで、1つ飛びまして、5節督促手数料でございます。調定、収入額とも66万5,841円のうち、税務課分として、調定、収入額とも62万841円計上してございます。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 町民課長。

○町民課長（雨宮忠芳君） 2目衛生手数料、1節衛生手数料でございます。主なものは畜犬登録、衛生センター投入、環境センターごみ処理指定袋手数料です。調定額、収入済額とも360万7,071円あります。

2節狂犬病予防注射済票交付手数料であります。主なものは狂犬病予防注射済票交付手数料です。調定額、収入済額とも52万3,600円になります。

3節一般廃棄物許可手数料であります。主なものは一般廃棄物処理許可交付手数料です。調定額、収入済額とも7万円あります。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 健康保険課長。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 16ページになります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節国民健康保険事業負担

金です。調定額、収入済額とも2,255万8,812円で、保険基盤安定負担金であります。事業確定により、62万7,000円の増額補正をいたしました。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（増井栄一君） 2節、障害者福祉費負担金でございます。補正がありまして、1,738万円の増額につきましては、給付費の増による増額でございます。調定、収入済額ともに2億440万2,200円でございます。主なものは、障害児、障害者への自立支援の給付費の国庫負担になります。

続きまして、3節児童福祉費負担金でございます。こちら補正額減額で、2,837万4,000円でございます。児童手当等の確定に伴う減額でございます。調定、収入済額とも2億8,747万8,834円です。保育園、認定こども園等に対する給付に関するもの、児童手当に関する事業になっております。

以上でございます。

○委員長（河原井大介君） 長寿応援課長。

○長寿応援課長（井上 優君） 同じく4節低所得者保険料軽減負担金です。補助率は2分の1になっております。調定、収入済額とも187万3,560円です。第一段階の人数が4名減になりまして6,000円の減額補正をしております。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 健康保険課長。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費国庫負担金です。調定額、収入済額とも47万5,583円で、未熟児養育医療に係る負担金であります。

以上です。

○委員長（河原井大介君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 同じく15款であります。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金であります。補正額につきましては、確定により減額補正を行っております。調定額393万5,285円で、収入済額も同額であります。内容につきましては、1節総務費補助金で個人番号カード交付事業補助金など52万5,000円、地方創生推進交付金の241万295円であります。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（増井栄一君） 16ページと17ページにまたがりまして。

2目の民生費国庫補助金でございます。補正予算額の690万2,000円の減額につきましては、児童福祉費補助の関連で事業清算に伴う減額になります。

17ページの1節でございます。障害者福祉費補助金でございますけれども、調定、収入済額とも719万8,000円でございます。障害者の自立支援に係る事業の補助になります。

2節児童福祉費補助金でございます。調定、収入済額とも1,454万8,000円です。主なものとしましては、子ども・子育て支援交付に係る事業でございます。こちらは保育園の加算、児童クラブの補助に係るものでございます。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 健康保険課長。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金です。調定額、収入済額とも85万5,000円であります。がん検診推進事業に係る補助金と母子保健医療対策総合支援事業費補助金であります。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 町民課長。

○町民課長（雨宮忠芳君） 同じく2節循環型社会形成推進交付金であります。新ごみ処理施設建設事業費です。調定額、収入済額とも5,743万4,000円のうち5,702万6,000円が町民課所管分であります。

続きまして、18ページ、お開き願います。

3項、1節総務費委託金であります。主なものは自衛隊事務中長期在留者移住地届出事務委託金でございます。調定、収入済額とも21万9,000円であります。

○委員長（河原井大介君） 健康保険課長。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 2目民生費委託金、1節国民年金費事務委託金です。調定額、収入済額とも399万6,566円で、基礎年金特別障害給付金事務費交付金及び協力・連携事務費交付金であります。第一号被保険者の産前産後の期間の保険料の免除システム解除に係る事務交付金として5万4,000円の増額補正をいたしました。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（増井栄一君） 2節児童福祉費委託金でございます。調定額、収入済額とも4万4,304円でございます。こちらは特別児童扶養手当事務に関する委託金でございます。精神、知的、身体障害等のある児童の福祉増進のため父母に養育される手当の事務委託になります。

以上でございます。

○委員長（河原井大介君） 健康保険課長。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節国民健康保険事業負担金です。調定額、収入済額とも7,215万2,931円で、保険基盤安定負担金の保険税軽減分6,087万3,525円と保険者収入1,127万9,406円であります。保険税軽減分に対する保険基盤を安定化するための負担金であります。事業確定により、1,150万7,000円の増額補正をいたしました。

2節後期高齢者医療保険基盤安定負担金です。調定額、収入済額とも4,727万9,226円で、

後期高齢者の低所得者等の保険料軽減分を公費で負担するものです。事業確定により151万円の減額補正をいたしました。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（増井栄一君） 3節障害者福祉費負担金でございます。補正額693万2,000円の増がございまして、こちらは給付費の増によるものでございます。調定、収入済額とも9,763万1,688円です。障害者、障害児の自立支援の県負担分になります。

続きまして、4節児童福祉費負担金でございます。補正額1,504万5,000円の減額がございました。こちらは給付額の確定による変更のための減額になります。調定、収入済額とも1億721万7,555円でございます。保育所関連、児童手当の県負担分でございます。

以上でございます。

○委員長（河原井大介君） 長寿応援課長。

○長寿応援課長（井上 優君） 同じく5節低所得者保険料軽減負担金、補助率が4分の1になります。調定、収入済額とも93万6,780円です。第一段階の人数4名減によりまして、3,000円の減額補正をしております。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 健康保険課長。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 2目衛生費県負担金、1節保健衛生費負担金です。調定額、収入済額とも4万6,602円で、未熟児養育医療に係る県負担金であります。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 財務課長。

○財務課長（山崎秀樹君） 16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金ですが、財務課所管分といたしまして、1節総務費補助金、調定額2,121万2,000円のうち、新市町村づくり支援事業費補助金1,619万6,000円、収入済額も同額でございます。

○委員長（河原井大介君） 町民課長。

○町民課長（雨宮忠芳君） 同じく1節総務費補助金について、町民課所管分として、調定額、収入済額とも220万円の計上であります。

○委員長（河原井大介君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 同じく1目総務費県補助金であります。まちづくり戦略課所管分といたしまして、1節総務費補助金で過疎地域自立促進交付金277万5,000円、キャンプ誘致活動事業補助金で4万1,000円あります。

2節の原子力地域振興事業補助金につきましては、調定額620万7,000円で、収入済額も同額であります。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 総務課長。

○総務課長（鯉淵和己君） 同じくその下です。3節の消防費補助金、予算額15万円に対しまして、調定額、収入済額とも11万2,968円であります。内容につきましては、原子力防災活動資機材維持管理事業で主に消耗品費として使用しているものです。

○委員長（河原井大介君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（増井栄一君） 2目民生費県補助金でございます。補正額の3,494万円3,000円のうち、福祉こども課所管分は636万2,000円の減額がございます。

先に、1節、4節、5節をご説明申し上げます。

1節社会福祉費補助金でございますが、2万5,000円の予算を計上しておりましたけれども、こちらは調定額、収入済額ともございません。民生委員さんの審査に係る会議開催の際の補助になります。

4節障害者福祉費補助金でございます。調定額、収入済額とも284万7,000円でございます。地域生活活動支援センター等の事業に係る県補助になります。

続きまして、5節の児童福祉費補助金でございます。こちらにつきましては、病児保育や保育園等の加算にかかる補助、放課後児童クラブの補助に関するものでございまして、調定、収入済額とも1,620万2,600円でございます。

以上でございます。

○委員長（河原井大介君） 長寿応援課長。

○長寿応援課長（井上 優君） 2節高齢者福祉費補助金、調定、収入済額とも4,386万4,000円です。高年者クラブ、高年者クラブ連合会に対する補助、補助率が3分の2で39万4,000円及び老人福祉施設開設準備経費助成事業に係る補助金4,347万円です。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 健康保険課長。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 同じく3節医療福祉費補助金です。調定額、収入済額とも4,439万1,000円で、医療福祉制度に係る県補助金であります。事業確定により207万8,000円の減額補正をいたしました。

20ページになります。

3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金です。調定額、収入済額とも179万3,000円で、健康増進事業とがん検診受診率向上事業に係る負担金であります。県の実施通知が3月となり当初予算に間に合わなかったため、がん検診受診率向上事業費補助金100万円の増額補正をいたしました。

以上です。

○委員長（河原井大介君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 同じく20ページであります。

5目商工費県補助金であります。調定額154万5,646円、収入済額も同額であります。消費者行政費の補助金であります。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 財務課長。

○財務課長（山崎秀樹君） 21ページになります。

3項委託金、1目総務費委託金ですが、財務課所管分といたしまして、1節総務管理委託金、補正額につきましては確定に伴う増で、調定額166万7,426円、収入済額も同額であります。県からの委託事務取扱委託金でございます。

○委員長（河原井大介君） 税務課長。

○税務課長（鈴木貴司君） 2節徴税費委託金であります。これは個人県民税の徴収取扱費としまして、県から納入される委託金となっております。予算額3,001万9,000円に対しまして、調定、収入済額とも2,986万8,361円となっております。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 町民課長。

○町民課長（雨宮忠芳君） 3節戸籍住民基本台帳委託金であります。住民基本台帳統計調査委託金であります。調定額、収入済額とも2万3,880円であります。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 総務課長。

○総務課長（鯉淵和己君） 同じく4節選挙費委託金、予算額1,075万1,000円に対しまして、調定額、収入済額とも1,097万9,447円です。平成30年12月9日に執行の県議会議員選挙に係る経費分であります。

○委員長（河原井大介君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 同じく5節の統計調査費委託金として、各種統計調査に対する委託金122万2,030円が収入済額となっております。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（増井栄一君） 2目民生費委託金でございます。調定、収入済額とも49万7,200円になっております。1節にございますが、こちらの内容につきましては人権啓発活動に関する委託金の48万円が主な内訳になっておりまして、昨年度は落語家を呼んだいじめに関する講演会を開催しております。

以上でございます。

○委員長（河原井大介君） 財務課長。

○財務課長（山崎秀樹君） 22ページになります。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入ですが、補正額につきましては確定に伴う減で、調定額424万6,086円、収入済額356万5,734円、収入未済額が68万352円です。収入未済額につきましては土地の貸し付けで4年分、建物の貸し付けで1年分です。

2目の利子及び配当金ですが、調定額145万7,932円、収入済額も同額です。財政調整基

金等の各種基金利子収入でございます。

2項の財産売払収入、1目不動産売払収入ですが、補正額につきましては確定に伴う増で、調定額47万3,000円、収入済額も同額です。法定外道路の払い下げによる収入です。

2目の物品売払収入ですが、科目設置のみで調定額、収入済額はありませんでした。

○委員長（河原井大介君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 22ページから23ページになります。

18款1項寄附金、2目ふるさと応援寄附金であります。補正額につきましては事業費確定に伴う減であります。調定額667万3,000円、収入済額も同額であります。

5目総務費寄附金であります。補正額につきましては自動車整備振興会水戸支部城里ブロック会からの寄附金でありまして、調定額6万3,000円、収入済額も同額であります。

○委員長（河原井大介君） 健康保険課長。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目後期高齢者医療特別会計繰入金、1節後期高齢者医療特別会計繰入金です。調定額、収入済額ともございませんでした。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 財務課長。

○財務課長（山崎秀樹君） 23ページから24ページになりますが、19款の繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金ですが、補正額につきましては来年の不足分を補うため基金の取り崩しによる財源確保に伴う調定額3億8,800万円、収入済額も同額です。

2目のふるさと創生基金繰入金ですが、補正額につきましては確定に伴う減で、調定額790万円、収入済額も同額です。小学生の北海道ふれあいの船事業に充てたものです。

3目地域福祉振興基金繰入金ですが、補正額につきましては確定に伴う減で、調定額、収入済額はありませんでした。

4目地域振興基金繰入金ですが、補正額につきましては確定に伴う減で、調定額410万円、収入済額も同額です。愛の定期便事業に充てたものです。

5目の公共施設整備基金繰入金ですが、補正額につきましては確定に伴う減で、調定額1億4,850万円、収入済額も同額です。各種事業の財源に充てたものです。

25ページになります。

6目スポーツ及び芸術文化振興基金繰入金ですが、調定額248万363円、収入済額も同額です。

7目の家族旅行村基金繰入金ですが、調定額887万7,020円、収入済額も同額です。ふれあいの里施設修繕に充てたものです。

それから、25ページ下段から、26ページの上段になります。

20款1項1目繰越金ですが、補正額1億9,957万1,000円は前年度繰越金を2億9,957万1,000円としたもので、繰越財源額8,854万7,000円は前年度の繰越明許費と事故繰越でこ

ございます。合計いたしまして、調定額、収入済額ともに同額の3億8,811万8,895円です。
同じく26ページになります。

21款諸収入、2項1目預金利子ですが、調定額1万5,145円、収入済額も同額です。普通預金の利子でございます。

○委員長（河原井大介君） 長寿応援課長。

○長寿応援課長（井上 優君） 25ページをお願いします。

8目番場まつの福祉繰入金です。1節番場まつの福祉基金繰入金、調定、収入済額とも999円になります。

以上です。

○委員長（河原井大介君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 同じく25ページであります。

9目ふるさと応援基金繰入金であります。補正額につきましては事業費確定に伴う減であります。調定額2,280万円、収入済額も同額であります。

以上であります。

○委員長（河原井大介君） 税務課長。

○税務課長（鈴木貴司君） 21款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金になりますが、補正額300万円につきましては延滞金の収入が大きく見積もられるという増額でございます。これに伴いまして、調定額、収入額1,144万414円となっております。

下段の2目加算金及び3目過料につきましては、科目設定のみとなっております。

以上でございます。

○委員長（河原井大介君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 同じく26ページであります。

3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入であります。補正額につきましては事業費確定に伴う増であります。

1節貸付金元利収入500万2,431円ありますが、まちづくり戦略課所管分といたしまして、自治金融融資預託金回収金300万円と自治金融融資預託金の利子で297円あります。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 税務課長。

○税務課長（鈴木貴司君） 5項雑入、1目滞納処分費になりますが、予算額28万9,000円に対しまして、補正額21万5,000円の減といたしましたが、調定、収入額ともございませんでした。

以上でございます。

○委員長（河原井大介君） 財務課長。

○財務課長（山崎秀樹君） 同じページですが、5項の雑入、2目違約金及び延滞利息です。科目設定のみで、調定額、収入済額はありませんでした。

○委員長（河原井大介君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 同じく3目場外車券売場交付金であります。調定額8,272万3,232円、収入済額も同額であります。地元対策費の交付金収入であります。以上です。

○委員長（河原井大介君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（増井栄一君） 4目納付金でございます。調定額、収入済額とも6,960円でございます。こちらは30年度ななかい保育所の共済保険に関する保護者の負担分になります。

以上でございます。

○委員長（河原井大介君） 財務課長。

○財務課長（山崎秀樹君） 6目市町村交付金ですが、補正額につきましては確定に伴う増で、調定額870万9,000円、収入済額も同額です。自治宝くじ収益金等の交付金です。

○委員長（河原井大介君） 総務課長。

○総務課長（鯉淵和己君） 28ページをお開きいただきます。

7目1節収入印紙等売捌手数料であります。予算額330万円に対しまして、調定額、収入済額とも40万8,775円であります。

○委員長（河原井大介君） 健康保険課長。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 8目雑入、1節医療費返納金です。調定額、収入済額とも1,315万6,644円あります。医療福祉費高額療養費返納金で、一般老人マル特分と第三者返納金であります。

同じく2節集団検診納付金です。調定額、収入済額とも333万7,000円で、集団検診個人負担金の収入であります。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 総務課長。

○総務課長（鯉淵和己君） その下、3節になります消防団員退職報償金受入金であります。予算額868万円に対しまして、調定額、収入済額とも770万2,000円あります。消防団員退職者18名分の退職報償金であります。

○委員長（河原井大介君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 同じく4節施設維持管理負担金であります。まちづくり戦略課所管分といたしまして、七会町民センターの光熱水費負担分といたしまして、水戸ホーリーホックから295万3,280円あります。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 財務課長。

○財務課長（山崎秀樹君） 5節の雑入ですが、調定額、収入済額とも5,614万5,759円ですが、別紙資料の諸収入・雑入各課局内訳をご確認いただきたいと思います。

続いて、22款にいきたいと思います。

1 項町債、1 目総務債ですが、補正額につきましては確定に伴う増で、調定額 5 億 5,990 万円、収入済額も同額です。1 節合併特例事業債は 5 億 4,260 万円です。2 節過疎対策事業債は 1,730 万円でございます。

それから、2 目の消防費、消防事業債ですが、補正額につきましては確定に伴う減で、調定額 1,170 万円、収入済額も同額です。

3 目臨時財政対策債ですが、補正額につきましては発行可能額の確定に伴う増で、調定額 2 億 8,318 万 3,000 円、収入済額も同額です。

29ページになります。

4 目教育施設整備事業債ですが、1 億 3,090 万円の補正額につきましては事業繰り越したため、調定額、収入済額はありませんでした。

以上で、総務民生常任委員会の所管分の一般会計歳入部分の説明は以上でございます。

○委員長（河原井大介君） ありがとうございます。

それでは、説明は終了いたしましたので、ここでご意見等をお受けいたします。

ご質疑、ご意見等は、ページを述べてから挙手をお願いいたします。

それでは、各委員の皆さまからご質疑、ご意見をお受けいたします。

藤咲副委員長。

○副委員長（藤咲芙美子君） 基金の84ページの説明がまだなんですけど、これからされますか。基金について質問をしたいんですけども、84ページはこれからされますか。

○委員長（河原井大介君） これ歳出に。

○副委員長（藤咲芙美子君） 失礼しました。

じゃ、繰入金で、基金の繰入金でその質問をいたします。

基金の繰入金なんですけれども、28年度の地域下水道基金の廃止というのが、ちょっとよくわからないんですけども、これが以前あったんですけど、29年度に基金繰入金が見当たらなかったんです。基金繰入金とはどうなのかなというようなこと、ちょっと質問をしたいんですけども。

○決算特別委員長（阿久津則男君） 藤咲さん、ページは。何ページか。

○副委員長（藤咲芙美子君） これが、ページがここじゃないんですけども。

じゃ、この辺についてはちょっと別にいたします。

ちょっと、前々回の分と調べてみて、基金とはどういうものなのかなというようなことを見ながら、ずっと見ていたんですけども、今回のこの決算書についての基金は改めて、もう一度確認をしながら質問をしたいと思います。

歳入の繰入金は後でまた詳しくお聞きしたいと思います。ごめんなさい。失礼いたしました。

○委員長（河原井大介君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） 8ページ、歳入なんですけれども、まず、町民税から固定資産税、軽自動車税と不納欠損はあります、これ、トータルですか、課税になると思うんですけれども、当初、監査委員が報告したように滞納繰越には鋭意努力してほしいと報告がありましたけれども、この不納欠損、これ、要するに5年間でぴたっと不納欠損にしちゃったのか、時効を中断してまで、長く延長してその間、取り立てというか、やってみたけれどもだめだったというような形になったのか、この内容をちょっと教えていただきたい。

あと、最後29ページ、教育債なんですけれども、事業繰り越しという形で1億3,000万円、これについて、なんの事業を繰り越したのか、教えていただきたいと思います。

○委員長（河原井大介君） 税務課長。

○税務課長（鈴木貴司君） 課長補佐のほうからご説明をさせてよろしいですか。

○委員長（河原井大介君） はい、よろしく願いいたします。

○税務課長補佐（松崎英明君） 座ったままですみません、失礼いたします。

では、関委員さんのご質問のほうにお答えしたいと思います。

不納欠損でございますが、町民税、固定資産税、軽自等でございますが、5年の時効を待った中での欠損でございます。中に延長も、督促等々した部分もございましたが、どうしてもとれない部分ございました中で、どうしてもこの不納欠損が出てしまいました。この部分でございます。

○委員（関 誠一郎君） これ、苦しい要望ですから。

じゃ、今の答弁に対して。

もう一点聞きたかったのは時効、5年で時効成立したからいいわと、私の知り合いといひますか、知り合いの知り合いの知り合いぐらいと、どうせ5年間たつと払わなくて済むから、払わないんだなんていう方いますので、悪質に関しては時効停止を完全に行って、15年でも20年でも追いかけて取るようにしないと、やはり税金は誰も、町民、国民全員が納めていく権利、義務でございますので、監査委員が申し上げたとおり、鋭意努力を重ねてしてほしいなと思うんです。

あと、最後の教育債について。

○委員長（河原井大介君） お願いします。

○財務課長（山崎秀樹君） 教育債で何が繰り越したりしたかという内容ですが、教育費の小学校費と中学校費で各小中学校の空調設備等整備事業を繰り越ししてございます。

○委員（関 誠一郎君） はい、わかりました。

○委員長（河原井大介君） 阿久津決算委員長。

○決算特別委員長（阿久津則男君） ちなみに今の税務課の答弁の中で、その5年間で何回ぐらい通知文出すわけですか。督促状といひますか、普通は。5年間で。お願いいたします。

○税務課長補佐（松崎英明君） すみません、確認をしてお答えするというところでよろし

いでしょうか。

○決算特別委員長（阿久津則男君） ちなみに聞いただけですので、すみません。

○委員長（河原井大介君） じゃ、後刻、お願いしたいと思います。

副委員長。

○副委員長（藤咲芙美子君） すみません、20ページの1節、保健です。がん検診受診率向上ということなんですけれども、このがん検診受診率向上のためにどのように、今、取り組んで、検診率が増えたのか減ったのか、お聞きいたします。

○委員長（河原井大介君） 課長補佐、お願いします。

○健康保険課長補佐（木村和恵君） 今の藤咲委員さんのご質問にお答えいたします。まず、平成30年度に補助金をいただきましたがん検診向上の内容につきましては、一つは検診の受付がスムーズにいきますようにレジスターの購入をしております。

もう一点はがん検診の周知と啓発ということで、ベスト等をつくりまして、がん検診を受けましょうという背中のように書いてありますものを、ベストとジャンパーをつくりまして、検診のときに着ながら、がん検診の向上を図るものを作製いたしました。

あとは、がん検診の模型を何点か買っております。子宮がん検診ですとか、胃がん検診ですとか、がんの部位なんかわかりますように、それは保健センターのほうに展示をさせていただいて、検診のほうの興味、関心を図るところです。

そのがん検診のほうの受診率向上につきましては、まず、胃がん検診につきましては、胃がんだけではないんですが、胃がん、あとは肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がんというふうに城里町ではそのようながん検診を実施しているところですが、すごく大きな検診の動きというのは、受診率は今のところは維持している状況です。ただ、人口が減っている中で、受診率が維持しているということは、私たちのほうとしてはちょっとずつ効果はあるかなというふうには評価はしております。

ちなみに、胃がん検診のほうですと、29年度は12.3%の受診率、30年度は12%で、一見ではちょっと落ちてはおりますけれども、ほかの検診では上がっているものもありまして、全体的に維持されていて、人口減少率から見れば幾らか、がんの検診の受診率は少し向上しているかなとふうに捉えております。

以上です。

○副委員長（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

がん検診については向上しているということで、努力している姿見られるんですけども、再検査を受けるようなことを言われている方もいらっしゃるんじゃないかと思うんです。そういう人に対して、町としてはどういう把握をされていますか。

○委員長（河原井大介君） 課長補佐、お願いします。

○健康保険課長補佐（木村和恵君） 今のご質問にお答えいたします。

精密検査の必要な方につきましては、追跡調査を行っております。必ず検診結果で精密

検査が出た場合は各個人のほうに精密検査のお知らせをするとともに、その後、健診協会と連携しておりますので、精密検査を受けたかどうかという結果は町のほうに返ってきますので、受けていない方につきましては町のほうで受診勧奨を行っております。必要がありましたら、お電話をしたりとか、あと訪問等で対応させていただいております。

以上です。

○副委員長（藤咲芙美子君） はい、ありがとうございます。

電話も訪問もしてというふうなことで、努力されていると思うんですが、ちょっと、生動的に苦しくて再検査を受けられない、もしくは怖くて再検査を受けたくないというような、そういう方に対してのアドバイスなどは行っていますか。

○委員長（河原井大介君） 課長補佐、お願いします。

○健康保険課長補佐（木村和恵君） 今のご質問にお答えいたします。

実際、お話をしている中でそういうご質問が、どちらかというところと精密検査になりますと医療保険を利用していただきますので、3割の自己負担をしていただいて、検査を受けていただいております。先ほどの電話とか訪問とか、まずは通知を出させていただいております。先ほどの電話とか訪問とか、まずは通知を出させていただきます。受けなかった方につきましては、まず通知を出して、それでも受けなかった方にはそのような個人的にまたかかわる中で、そういうようなお話があったときには対応していると、各、対応していると思うんですが、ただ、そういう金額的なあたりでのお話というのは、今のところ、ただ、やはりこちらとしては病状が悪化しないように、早期発見で早期治療につなげるようなお話で説得をしているところですが、なかなか100%精密検査を受けられているという状況じゃありませんが、今後そのようなご相談があったときは丁寧に対応していきたいと思っております。

○副委員長（藤咲芙美子君） ぜひ、丁寧に対応をとということなんですけれども、私のところのがん検診をやってほしいと言われたんですけども、怖くてできないんだと、あんな苦しい検査じゃできないんだと、大腸検査なんですけれども、やらない方がいいよとかと言われていて、どうしたらいいかなというようなことを聞かれた人もいます。そのときにはということで、私も一応看護師として経験がありましたので、こういう状態だよと、だから心配ないというようなことを言いましたら、そうか、じゃわかった受けるというような、そういうことを言われていた人もいたんですけども、町として、そういう簡単なアドバイスで受けていいかと、本当によかったと言えるような、そういう温かい町政であればいいかというようなことを感じました。その点、そういう丁寧なアドバイスのものがこれからも続けていただければと思っております。よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） 2点ばかり、アツマーレのグラウンドの管理費は800万について、昨年度はなかなか決められた日にち、決められた日にちというか、納付が、納入がお

くれたと思うんですけども、管理、現場、芝生管理についてちゃんと日にちが決まった
とって翌月に2,500万の分割で払っていくという決まりがあるんですけども、800万に
ついて決まりがないんです。条文でうたっていないね、何月何日。月は決まっているんだ
けれども。

だから、あれはちゃんと条文で入れて、翌月、納付書を入れたら、翌月に入れるという
ような決まりを、できれば要望したいと思います。そうしないと、やはり納付通知がおく
れると町に入るお金がまたまたおくれる、そして、重なると膨れ上がっちゃいますので、
その辺の検討をお願いしたいと思います。

もう一つ、まち戦なんですけれども、応援寄附金、ふるさと応援寄附金、予算額かなり
減額されていますけれども、何が原因なのか、町に魅力がなくなったのか、どのような分
析をしていますか、まち戦で。

○委員長（河原井大介君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 先ほどのまず最初の800万円の支援を行って
もらうということけれども、今、この間指摘があったので、その事業の月に納付書を発行し
て、その次の月に支払ってもらうという手続きを今後とっていっていくということで、今
は進めております。

あと、ふるさと応援寄附金なんですけれども、どうしても返礼率を全て3割以下に抑え
ました。米の返礼とか、そういったものはきちんと3割以下で返礼しておりますので、そ
こでちょっと落ちているのかという分析をしております。

○委員長（河原井大介君） はい。

○委員（関 誠一郎君） 総務省に反対をしている市町村が結構あります。泉佐野市なん
かも本当にいい例であります、それでも総務省がだんだん折れてきているというような
状況ですので、町の返礼品は少し豪華にやってみたらいいんじゃないですか。町の特産と
いうのは結構あるんですから、その辺もやっぱり検討の余地があるんじゃないのかなと思
いますので、よろしく願います。結構です。

○委員長（河原井大介君） じゃ、議長ですね。

○議長（小塚 孝君） 8ページかな、8ページの中で、不納欠損、これは税務課で、要
するに、どういう努力をして、こういう不納欠損をしなきゃなんないのかなと、そういう
理由、ちょっときちんと聞かせてもらいたい。去年、町民の方から軽トラック、税金払わ
ないでいたら、預金通帳からそっくり引かれましたよなんていう、努力しているのをきち
んと聞いているんだけど、税務課が一生懸命頑張っているというのは、その預金通帳
から軽トラックの税金を払わないでいたら、預金通帳からきちんと引かれたなんていう報
告を受けて、税務課はそういう形でやっているというのはわかるんですけども、こうい
う形でいくと固定資産税なんかでも、かなりの不納欠損が出る、どういうことを努力して
もだめなんですよというのを、ちょっと、議員さんらに聞かせてもらえればと思うだけ

れども。

○委員長（河原井大介君） 税務課長。

○税務課長（鈴木貴司君） 小坪議長のご質問にお答えしますが、一応、手前ども税務課で用意してあります滞納処分の流れというのがございまして、それに沿ってちょっと話させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

小坪議長、申されますように滞納処分というのは、結構いろいろなケースがございまして、なかなか徴収グループのほうでも苦慮して対応しているところが現状でございまして。その中で、一応、納税通知書を出して、納期が到来しても税金が納付されないというところから、この滞納処分の執行がされるわけでございますが、納付されない場合には地方税法に沿った形で、まず督促書です、お支払いくださいという形で出して、翌月の10日、20日以内に督促状を出して納付がない場合、入ってこなかった場合には納税のお知らせということで督促状納付期限の翌月になって発送いたします。

これでも納付されない場合は滞納者リストというのがございまして、そこにリストアップして、この方、滞納者ですよという、そういった帳簿を整理してあります。このリストに載った滞納者につきましては、財産調査という形で預貯金であったり、生命保険であったり、一般でいう土地とかそういったものの財産があるかないかという調査をします。

その中で、その滞納処分をどのような形でするのが、この滞納者にとって一番いいのかというのを見出しまして、そこで初めて滞納の処分の執行という形になります。その中で差し押さえがいいのか、本当に財産がない場合は執行停止をするような形がいいのかということ判断しながら、出頭を促したり、納税相談、そういったものにも応じながら、とにかく税のほうをお支払いいただくというようなことで、滞納者とは密に連絡を取り合っていて、いい形で納めていただけるようなことで考えております。

でも、なかなか対応していただけない滞納者につきましては、催告書というのを、これとは別に、年に2回、4月と11月にお出しするような形でやっています。徴収グループのほうは直接、職場先に訪ねて行ったり、自宅のほうに伺ったりして努力はしています。そういった形で滞納処分のほうを対応させていただいておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（小坪 孝君） はい、結構です。

○委員長（河原井大介君） よろしいですか。

そのほか、委員の皆様からありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（河原井大介君） では、質疑、意見が出尽くしたところで、次にいきますが、ここで歳入に関する質疑を終了いたします。

続きまして、平成30年度一般会計決算の歳出所管分に移ります

執行部より説明を求めます。

説明は先ほどと同じように、目ごとに順次お願いします。

なお、別冊平成30年度事業報告書については、決算の説明に引き続いて各課ごとに説明をお願いいたします。説明につきましては、各課主要事業の経費の大きいものについて説明をお願いいたしたいと思います。

それでは説明よろしくをお願いします。

議会事務局長。

○議会事務局長（阿久津雅志君） それでは、決算書歳出の部30ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目議会費につきましてご説明を申し上げます。

当初予算額 1 億637万6,000円、補正予算額288万4,000円の減額、予算現額 1 億349万2,000円、支出済額 1 億243万2,010円で、不用額105万9,990円でした。

1 節報酬より 4 節共済費の人件費が主なものでございまして、9 節旅費は各種委員会の研修費等であります。11節需用費につきましては、議会広報紙作成に係る印刷等が主な支出となっております。それから、補正額288万4,000円の減額につきましては、人件費の減によるもの及び視察研修費確定による減となっております。不用額105万9,990円ですが、これも事業費確定による減でございます。

議会事務局、以上でございます。

○委員長（河原井大介君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） ページ、30ページから31ページにまたがります。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費であります。まちづくり戦略課所管分といたしまして、当初予算額7,121万5,000円、補正予算額1,209万7,000円を確定により減額し、予算現額5,911万8,000円、支出済額は5,322万3,882円です。補正についての減額については、人件費及び積立金を減額したものであります。歳出の主な内容は職員の人件費及びふるさと応援寄附金の基金への積立金等です。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 総務課長。

○総務課長（鯉渕和己君） 全く同じところでございます。総務課の所管分として、当初予算額 4 億4,399万3,000円、補正予算額で1,858万5,000円で、予算額が 4 億6,257万8,000円、支出済額が 4 億5,484万1,474円です。補正予算額については、職員手当の退職手当負担金等を増額して、給与、共済費を減額したものです。不用額については、職員手当の時間外手当、それから共済費の職員共済組合追加費負担金、役務費の通信運搬費等です。支出の内容につきましては、職員等の人件費、本町支所の通常事務等に関する経費です。

○委員長（河原井大介君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 同じく31ページです。

2 目文書広報費です。当初予算額657万5,000円、補正予算額25万円を減額し、

予算現額632万5,000円、支出済額622万3,308円であります。補正につきましては、広報紙代の減額であります。歳出の主な内容につきましては、広報紙及びお知らせ版の印刷代、新聞、雑誌、ラジオ等の広告料、ホームページ管理システムに係ります使用料等でございます。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 財務課長。

○財務課長（山崎秀樹君） 32ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費です。補正額につきましては積立金を増額し、予算現額を4億88万4,000円とし、支出済額が3億9,221万4,118円です。不用額は866万9,882円です。主に場外車券売場交付金の確定に伴う公共施設整理基金の残です。

歳出の主なものは、13節の委託料245万1,600円は、財務書類等作成支援業務委託料等でございます。14節の使用料及び賃借料270万3,114円は財務会計システム使用料等でございます。25節の積立金3億8,693万4,684円は、財政調整基金に利子107万4,059円、公共施設整備基金に場外車券売場交付金及び利子8,294万5,805円、それから公共施設等総合管理基金に3億5,965円等を基金に積み立てしたものでございます。

○委員長（河原井大介君） 会計課長。

○会計課長（小林正雄君） 同じく4目会計管理費であります。予算現額180万7,000円に対して支出済額は174万4,886円で、不用額は6万2,114円でございます。

歳出の主なものは、13節の委託料で、指定金融機関派出所業務委託の108万円でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、会計システム使用料となっております。18節の備品購入費は耐火金庫の購入費でございます。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 財務課長。

○財務課長（山崎秀樹君） 32ページから33ページに入りますが、5目の財産管理費ですが、補正額につきましては、人件費を減額し、予算現額を1億4,950万3,000円といたしました。支出済額は1億4,480万3,215円で、不用額469万9,785円です。主に、確定に伴う人件費、需用費の物件費等及び委託料の残でございます。

歳出の主なものは職員の人件費9人分、11節需用費、公用車の維持管理費等です。12節の役務費、建物災害保険料、公用車保険料でございます。13節の委託料、公用バス運転業務、地籍図修正業務等でございます。

33ページになります。

14節の使用料及び賃借料、土地賃借料でございます。15節は工事請負費町有地除草工事でございます。18節備品購入費は公用車の購入費でございます。

○委員長（河原井大介君） 総務課長。

○総務課長（鯉渕和己君） 同じく33ページの中段になります。

6目庁舎管理費であります。当初予算額3,145万6,000円、補正額で1万2,000円を増額いたしまして、流用額が3万2,000円、計3,143万6,000円に対しまして、支出済額は3,022万4,029円であります。補正額については、需用費の光熱費、修繕費を増額して委託料の庁舎設備点検、清掃業務委託料を減額したものです。不用額については委託料の庁舎設備点検委託等であります。支出内容につきましては、11節需用費、本庁の光熱費であります。877万6,765円、それと13節委託費で本庁の常駐警備委託969万4,080円、それから衛生管理業務委託、これも同じく本庁ですけれども、357万円6,600円等であります。

○委員長（河原井大介君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 同じく33ページであります。

7目企画費であります。当初予算額1億9,143万円、補正額383万1,000円を増額しております。さらに繰越額で300万円、予算現額が1億9,826万1,000円、支出済額が1億8,619万4,136円あります。歳出の主なものは、職員の人件費及び職員パソコン使用料と路線バス補助金であります。13節委託料では、主なものは七会地区戸別受信機保守作業委託業務で391万599円あります。あと、情報系サーバー機器保守点検委託費で388万8,000円あります。14節の使用料では、情報系サーバーネットワーク機器リースとして1,072万4,606円、職員のパソコンリースとして977万2,032円あります。

34ページであります。

18節備品購入費であります。七会地区一斉放送スピーカー代購入費として270万円あります。19節負担金、補助及び交付金であります。茨城ブロードバンドネットワーク協議会の負担金として547万4,532円、路線バス補助金として2,050万7,000円とデマンドタクシー補助金として1,915万6,877円あります。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 総務課長。

○総務課長（鯉淵和己君） 同じく34ページ中段になります。

8目自治振興費であります。当初予算額が2,575万5,000円、補正予算額で54万7,000円を減額いたしまして2,520万8,000円の予算に対しまして、支出済額が2,497万8,917円あります。補正予算額につきましては、需用費、使用料及び賃借料、負担金及び交付金を減額したものです。支出内容につきましては、区長、自治会長報酬、区自治会交付金等に関する経費であります。1節の報酬、自治会長報酬が857万5,290円、区長報酬が611万6,250円となります。19節の負担金、補助及び交付金であります。これは自治振興交付金としまして796万円を支出したものです。

以上であります。

○委員長（河原井大介君） 町民課長。

○町民課長（雨宮忠芳君） 同じく9目交通安全対策費であります。主なものは交通安全施設設置事業、防犯灯設置事業等です。予算現額4,400万1,000円、支出済額3,436万

6,488円であります。補正予算額180万8,000円の減であります。主に委託料の減によるものです。翌年度繰り越し額804万8,000円については、防犯灯設置工事の東京電力との調整に不測の日数を要したためであります。不用額158万6,512円は契約額確定に伴う工事請負費の減によるものです。

以上です。

○委員長（河原井大介君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 同じく35ページであります。

10目町民センター費であります。当初予算額4,823万5,000円、補正額20万9,000円は事業確定により減額しております。予算現額4,802万6,000円、支出済額4,611万4,307円あります。歳出の主なものについては、1節の報酬で331万8,040円、嘱託職員2名分の人件費であります。7節賃金235万3,050円では日直代行員3名分の賃金であります。11節需用費で主なものは光熱水費725万6,324円です。13節委託料は空調設備保守委託金49万6,800円と、清掃費委託45万364円とグラウンド維持管理費が2,484万円あります。18節の備品購入費であります。グラウンド防球フェンス164万円520円等あります。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 総務課長。

○総務課長（鯉淵和己君） 36ページ上段からになります。

同じく11目諸費であります。総務課分として、当初予算額177万2,000円、支出済額は176万7,200円あります。支出内容につきましては、郡公平委員会ほか各団体への負担金に関する経費であります。主なものとしまして、19節負担金、補助及び交付金で、郡公平委員会に170万8,000円等あります。

○委員長（河原井大介君） 税務課長。

○税務課長（鈴木貴司君） 2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費でございますが、これは職員の人件費、事務機使用料及び水戸税務署管内の協議会負担金が計上されております。補正額の1,020万2,000円の減につきましては、人事異動による職員手当等の減が主なものでございます。補正を行った後の予算現額でございますが、9,275万5,000円に対しまして、支出済額8,864万3,144円でございます。

続きまして、36から37ページになりますが、2目賦課徴収費でございます。賦課徴収費に関する予算が計上されておまして、嘱託職員の報酬、固定資産税への前納報奨金、電算システム業務の委託使用料、それと県租税債権管理機構への負担金、過誤納付金還付加算金の支出等が主なものでございます。補正額140万3,000円の減額の内訳につきましては、先ほど申し上げましたように、固定資産税の前納報奨金、電算業務委託料の減となっております。補正を行いました後の予算現額7,158万4,000円に対しまして、支出済額が6,623万5,876円となっております。

以上でございます。

○委員長（河原井大介君） 町民課長。

○町民課長（兩宮忠芳君） 同じく、3項1目戸籍住民基本台帳費であります。主なものは住民基本台帳に係る人件費、電算システム等です。予算現額5,989万3,000円、支出済額5,655万2,420円であります。補正予算額600万9,000円の減であります。主に人件費の減によるものです。不用額334万580円で、主なものは人件費、時間外等の減によるものです。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 総務課長。

○総務課長（鯉淵和己君） 38ページをお開きいただきます。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費であります。当初予算額125万3,000円、補正予算額10万8,000円、合計しまして、114万5,000円に対しまして、支出額が111万2,884円あります。支出の主なものにつきましては、選挙管理委員報酬それと選挙システム使用料等でございます。1節報酬で、選挙管理委員報酬として12万8,500円、14節使用料及び賃借料として、選挙システム使用料で75万4,758円の支出がございました。

続きまして、その次です。

2目県議会議員選挙費であります。当初予算額1,158万5,000円に対しまして、支出済額1,108万5,584円あります。支出の主なものにつきましては、職員の時間外手当、計数機等の保守、名簿電算委託費等であります。3節職員手当等で、時間外等で536万1,181円を支出しております。それと13節委託料としまして、計数機等の保守、それから名簿電算の委託としまして180万6,321円の支出がございました。

続きまして、39ページの上段になります。

3目町長選挙費であります。当初予算額1,077万1,000円、補正予算額62万2,000円の減額、合計で1,014万9,000円、支出済額が986万7,609円あります。補正額は役務費の通信運搬費等の減で、支出の主なものにつきましては、職員の時間外手当、計数機等の保守、名簿電算委託等であります。3節の職員手当等で、職員の時間外手当等で422万6,000円の支出がございました。それと、13節の委託料で、計数機の保守、名簿電算機の委託として146万721円の支出がありました。

続きまして、その下の段です。

4目常北土地改良選挙費であります。当初予算額はございませんでした。補正予算額で37万3,000円増額いたしまして、予算額が37万3,000円、支出額が17万5,313円あります。支出の主なものとしましては人件費であります。こちらは選挙にはなりませんでしたが、当選証書等をお渡しするのに選挙管理委員会を開いたり、立会人に来ていただいたりした人件費であります。

以上です。

○委員長（河原井大介君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 39ページから40ページであります。

5項統計調査費、1目統計調査総務費であります。予算現額5万8,000円で、支出済額は5万6,368円あります。支出の主な内容は、統計調査の消耗品等の購入費であります。

同じく、2目基幹統計費であります。補正額18万9,000円、18万9,000円の減額につきましては人件費であります。予算現額128万3,000円で、支出済額123万2,399円あります。歳出の主なものについては、人件費と就業構造基本調査等の統計調査員の報酬であります。以上であります。

○委員長（河原井大介君） 総務課長。

○総務課長（鯉淵和己君） 40ページの中段をごらんいただきます。

6項1目監査委員費であります。当初予算額32万5,000円に對しまして、支出済額が32万2,600円あります。支出の主なものは報酬等であります。

○委員長（河原井大介君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（増井栄一君） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。補正額の5,794万9,000円の減額につきましては、人件費及び事業確定に伴う減でございます。予算現額3億8,857万1,000円、支出済額3億5,391万9,976円、不用額は3,465万1,024円になります。歳出の主なものとしましては、19の負担金、補助及び交付金になっておりまして、4,706万8,731円のうち、社会福祉協議会の運営補助に関するものが4,192万248円ということになっております。

以上でございます。

○委員長（河原井大介君） 健康保険課長。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 同じく2目国民年金費です。予算額706万4,000円に對して、支出済額628万4,441円で、不用額77万9,559円になります。支出の主なものは国民年金事務に係る人件費及び物件費であります。補正の主なものは人事異動に伴う人件費155万9,000円の減額であります。

以上です。

○長寿応援課長（井上 優君） 42ページをお願いします。

3目高齢者福祉費、予算現額4億2,448万9,000円に對しまして、支出済額4億1,839万3,086円で、不用額が609万5,914円です。介護給付費及び職員給与等の特会への繰出金、老人保護措置事業の不用額の確定によるものです。補正額は3,944万7,000円です。増額補正の主なものは19節負担金、補助金及び交付金として、老人福祉施設開設準備経費補正事業補助金で4,304万4,347円です。減額補正の主なものは、11節の敬老事業贈答品の確定で135万4,000円、20節の老人保護措置費で77万9,000円です。28節の介護保険特別会計繰出金として保険給付費の確定に伴い1,104万円になりました。

歳出の主なものにつきましては、11節需用費の中の消耗品で敬老会の贈答品、食糧費と

しまして、愛の定期便事業です。そのほか、13節委託費、地域ケアシステム推進事業費で事業委託料、緊急通報システム整備事業委託料で515万7,925円、配食サービス事業委託費で、社協ですが393万円923円です。19節負担金、補助及び交付金ですが、高年者クラブ連合会等への補助で245万1,740円、同じく老人福祉施設に対する準備経費助成金で4,347万円、20節の扶助費、敬老会祝い金として585万円、老人保護措置費で入所費としまして3,459万9,296円、そのほか28節繰出金としまして、介護保険特別会計事業への繰出金として3億1,617万1,120円になります。

以上になります。

○委員長（河原井大介君） 健康保険課長。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 4目医療福祉費です。予算現額1億2,629万8,000円に対して、支出済額1億1,895万615円、不用額734万7,385円であります。支出の主なものは扶助費で、マル福、マル特の助成費であります。不用の主なものは扶助費の残で722万1,020円、補正の主なものは扶助費で事業確定による824万5,000円の増であります。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（増井栄一君） 5目障害者福祉費でございます。補正予算額の2,961万円につきましては、サービス料増に伴います扶助費の増額でございます。予算現額が4億4,429万1,000円です。支出済額が4億3,169万6,957円で、不用額1,259万4,043円です。不用額の主なものとしましては、扶助費の確定に伴うものでございます。事業の内容としましては、13委託料、こちらの2,072万1,431円でございます。訪問入浴や手話、移動支援といった支援に関する委託費でございます。20節扶助費、4億540万8,176円ですが、こちらにつきましては自立支援や補装具等に伴うものでございます。

以上でございます。

○委員長（河原井大介君） 健康保険課長。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 6目国民健康保険高額療養費貸付金です。予算現額120万円に対して、支出済額ゼロ円、不用額120万円で貸付実績はありませんでした。

43ページから44ページになります。

7目後期高齢者医療給付費です。予算現額3億2,452万7,000円に対して、支出済額3億2,274万8,971円、不用額177万8,029円です。支出の主なものは後期高齢者医療制度の事務事業に係る人件費、広域連合への医療給付等に対する負担金と後期特別会計の繰出金です。不用額の主なものは、人件費及び広域連合への負担金です。補正の主なものは事業確定による広域連合納付金436万1,000円の減と、後期高齢者医療特別会計の繰出金201万4,000円の減です。

○委員長（河原井大介君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（増井栄一君） 2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。

補正予算額の2,999万8,000円の減額につきましては、放課後児童クラブの委託金の減及び民間児童クラブの施設整備を予定していたところ、施設のほうで取りやめということになりまして、1,000万円減になっております。予備費の流用につきましては、保育所の修繕に係るもので、こちらを流用しております。予算現額2億6,847万2,000円のところを、支出済額2億5,989万9,140円、不用額857万2,860円でございます。歳出、主なものとしましては、13委託料の児童クラブ、七クラブ運営に関する委託費及び20節扶助費でございます。2億2,876万7,500円、こちらは次世代育成支援金という事業となって、出生時、3人目以降の児童に関する手当10万円がございます。そのほか、こちらの中に児童手当の支給に伴う予算が計上しておりまして、こちらの支出でございます。

45ページをお願いいたします。

2目保育所費でございます。補正予算額の4,555万2,000円につきましては、民間保育園に係る施設型給付費の減が主なものでございまして、予算現額4億6,743万7,000円、支出済額4億4,346万8,920円、不用額が2,396万8,080円となっております。不用額の主なものとしましては保育所等施設に関する扶助費、こちらの不用額が主なものとなっております。歳出の主なものとしましては、19節の負担金、補助及び交付金と20節の扶助費になります。19節に関しましては、1号認定者の給食費補助や、民間保育所への各種補助金がこちらの方に含まれております。扶助費に関しましては各施設への保育園に関する施設型給付費の支給でございます。

次のページ、返していただきまして、46ページ、3目母子（父子）福祉費でございます。補正予算額の14万6,000円の減額に関しましては、事業確定に伴う減額でございます。予算現額39万8,000円、支出済額38万4,960円、不用額が1万3,040円です。こちらのほうの事業の内容は、1人親世帯のふれあいの旅ということで、親睦とレクリエーションの事業になっております。こちらはディズニーマーに、30年度は行っております。

以上でございます。

○委員長（河原井大介君） 健康保険課長。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費です。予算現額6,841万1,000円に対して、支出済額6,229万1,003円、不用額611万9,997円で、不用額の主なものは国民健康保険特別会計への繰出金であります。支出の主なものは二次医療機関への各種負担金、補助等及び国民健康保険特別会計への繰出金であります。補正の主なものは事業確定による施設勘定への繰出金1,513万1,000円の減であります。

47ページになります。

2目予防費です。予算現額3,364万5,000円に対して、支出済額3,286万928円、不用額78万4,072円であります。支出の主なものは各種予防接種委託料であります。不用額の主なものは予防接種業務委託71万5,554円であります。

3目母子衛生費です。予算現額1,167万7,000円に対して、支出済額980万7,210円、不用

額186万9,790円であります。支出の主なもの健康業務委託料であります。不用額の主なものは健診業務委託料94万8,081円と扶助費、未熟児養育医療給付費67万円3,074円であります。補正の主なものは事業確定による健康業務委託227万4,006円であります。

47ページから48ページになります。

4目健康増進事業費です。予算現額2,590万9,000円に対して、支出済額2,553万6,803円で、不用額37万2,197円であります。支出の主なものは健診委託料であります。不用額の主なものは委託料であります。補正の主なものは需用費の啓発用品と、備品購入費を増額したものです。

5目保健福祉センター費です。予算現額1,988万円8,000円に対して、支出済額1,934万円8,491円、不用額53万9,509円です。支出の主なものは施設維持管理費、保健センター改修工事費で、不用額の主なものは維持管理費です。補正の主なものは工事請負費129万6,000円の増額補正であります。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 町民課長。

○町民課長（兩宮忠芳君） 同じく6目環境衛生費であります。主なものは地球温暖化対策及び斎場関係に係る事業経費等であります。予算現額5,596万6,000円、支出済額5,441万9,439円あります。補正予算額993万7,000円の減であります。主に地球温暖化対策委託料及び人件費の減によるものです。不用額154万6,561円の主なものは、人件費時間外等減によるものです。

続きまして、49ページ、7目公害対策費であります。主なものは河川の水質検査委託です。予算額30万4,000円、支出済額29万8,080円あります。不用額5,920円、主なものは契約額確定に伴う委託料の減によるものです。

2項清掃費、1目清掃総務費であります。主なものは不法投棄に係る処理経費等あります。予算額合計167万6,000円、支出済額152万1,116円あります。補正予算額61万2,000円の増であります。主に不法投棄に係る委託料の増によるものです。不用額15万4,884円の主なものは委託料の減によるものです。

同じく2目塵芥処理費であります。主なものはごみ処理に係る経費等です。予算現額2億118万7,000円、支出済額1億9,494万9,181円あります。補正予算額591万3,000円の減であります。主に環境センター収集運搬手数料及び補修設計委託工事費の減によるものです。不用額623万7,819円の主なものは粗大ごみ処理委託費、補修工事の減によるものです。

続きまして、50ページ、3目し尿処理費であります。主なものはし尿処理に係る経費であります。予算現額7,051万7,000円、支出済額6,710万4,165円あります。補正予算額527万円の減であります。主に人件費及び諸手当の減によるものです。不用額341万2,835円、主なものは燃料費、職員手当等の減によるものです。

続きまして、51ページ、4目一般廃棄物処理施設建設費であります。主なものは新ごみ処理施設建設事業及び衛生センター延命化事業に係る経費です。予算額2億766万1,000円、支出済額6,321万6,984円であります。補正予算額625万2,000円の減であります。主に伐採工事費の減によるものです。翌年度繰越額1億3,414万6,000円については、基本計画に影響が生じ、進捗が予定に達しなかったことで繰越金としたためです。不用額1,029万8,016円の主なものは、契約が確定に伴う業務委託料の減によるものです。

51ページ、3項上水道費、1目上水道施設費であります。主なものは経営基盤強化及び基本費負担の軽減を図るため、水道事業会計に補助金を交付するものです。予算現額1億8,254万5,000円、支出済額1億8,222万1,000円でございます。こちらの予算額1,009万3,000円の減及び不用額32万4,000円ありますが、委託費の事業確定によるものです。

以上です。

○委員長（河原井大介君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 56ページをお願いします。

6款1項商工費、1目商工総務費であります。当初予算額2,249万円、361万1,000円の増額補正であります。人事異動による人件費の増であります。予算現額2,610万1,000円、支出済額2,541万7,565円、主に職員の人件費であります。

2目商工業振興費であります。当初予算額2,681万4,000円、補正額453万5,000円は主に企業立地奨励金及びプレミアム商品券事業費であります。繰越額282万2,000円は、住宅新築工事等助成金であります。予算現額3,396万5,000円、支出済額2,715万2,887円あります。歳出の主な内容につきましては、繰越明許費として208万6,000円でプレミアム商品券事業費等であります。事故繰越といたしまして、149万5,000円につきましては住宅新築工事等助成金であります。主な歳出につきましては、ページ、57ページとなります。

19節負担金、補助及び交付金であります。2,355万円2,887円で、主なものにつきましては商工会への補助金845万7,520円、住宅新築工事業費補助300万円、企業立地奨励金345万8,000円になります。21節の貸付金では、自治金融融資預託金の300万円あります。

同じく3目であります。観光費であります。当初予算額2,798万2,000円、543万1,000円の減額補正であります。ふるさと応援寄附金による返礼品の減によるもので、予算現額2,192万円、支出済額1,974万6,588円あります。歳出の主なものは、1節の報酬で、嘱託職員1名の人件費であります。8節報償費ではふるさと応援寄附金返礼品の203万4,338円あります。19節負担金、補助及び交付金では、町観光協会補助金1,013万円と城里町・常陸大宮市広域連携協議会負担金で231万7,131円あります。

4目観光施設費であります。当初予算額1億9,031万5,000円、補正予算額で61万9,000円は事業確定により減額しております。繰越額4,968万円、支出済額10億3,645万3,157円あります。繰越額4,968万円は道の駅かつら外部トイレ新築工事等あります。歳出の主なものにつきましては、繰越明許費として853万円、道の駅かつらトイレ解体工

事費及び道の駅かつら従業員トイレの設置工事費であります。11節需用費819万9,056円はキャンプ場の修繕費として135万3,240円で、主なものは消火栓の応急入替え12万3,120円、ふれあいの里湧水源取水ポンプ漏水管交換修繕工事で31万1,044円であります。ホロルの湯の修繕では665万8,600円で、主なものにつきましてはホロルの湯原水槽照明器具取りかえ修繕工事で35万5,860円とホロルの湯汚水処理施設修繕及び維持管理業務で486万円であります。

続きまして、58ページをお願いいたします。

委託料で、支出の主なものであります。キャンプ場で2,546万6,012円で、主なものとして、キャンプ場施設の指定管理料1,260万円、ふれあいの里のキャビン解体及び新築工事实施設設計業務で347万7,600円、山びこの郷建築物等解体工事实施設設計などで464万4,000円です。ホロルの湯では4,413万3,322円で、主なものとしては指定管理の4,000万円であります。続いて、14節の使用料及び賃借料では、1,745万3,904円で、ホロルの湯町民半額利用助成費等の1,736万4,520円あります。15節の工事請負費であります。1億3,253万3,733円で、内訳であります。キャンプ場で7,573万6,533円でありまして、主なものはふれあいの里電気設備改修工事で1,587万6,000円、ふれあいの里のキャビン解体及び新築工事で4,293万6,400円あります。物産センターでは4996万800円でありまして、主なものが道の駅から外部トイレ新築工事で4,794万1,200円あります。ホロルの湯では683万6,400円になりまして、主なものはボイラーの修繕工事代になりまして、292万6,800円あります。

5目の消費者行政推進費であります。予算額240万2,000円、支出済額234万2,746円あります。歳出の主なものは、町消費者生活相談センターの施設運営に伴う相談員の人件費と物件費等の支出であります。主な歳出であります。11節需用費で啓発用品製作費で悪質商法のリーフレット代と暮らしの豆知識等の印刷製本費であります。19節の負担金、補助及び交付金では、くらしの会への17万7,000円の補助ということあります。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 総務課長。

○総務課長（鯉渕和己君） ずっと飛んでいただきまして64ページをごらん願います。

8款1項消防費、1目非常備消防費であります。当初予算額が4億3,454万4,000円、補正予算で102万円を減額いたしまして、4億3,352万4,000円あります。支出額が4億3,127万8,930円で、補正予算額につきましては報償費を減額したものです。不用額につきましては、団員報酬、需用費等あります。支出の主なものにつきましては、8目報酬、消防団員報酬1,077万6,000円、8節報償費787万7,000円、これは退職報奨金の負担金としてであります。それから、19節負担金、補助及び交付金で、水戸消防への消防事務負担金です。3億8,167万7,000円あります。

続きまして、2目消防施設費であります。当初予算額4,528万円、補正で92万2,000円を

増額いたしまして、4,620万2,000円の予算額に対しまして、支出済額が4,526万5,938円になります。補正予算額につきましては、工事請負費、委託費等の増額です。不用額につきましては需用費の修繕費、消火栓設置負担金等であります。支出の主なものにつきましては、15節工事請負費で、消防施設設置で338万400円、それから18節備品購入費で3,095万3,232円、こちらは消防自動車等の購入費であります。

次に、65ページをごらんください。

65ページで、同じく3目の水防費であります。当初予算額が28万8,000円、補正予算額で13万円を減額いたしまして、15万8,000円の予算に対しまして、支出済額が11万4,591円でございます。支出の主なものにつきましては、需用費の消耗品等であります。

続きまして、その下です。

4目災害対策費であります。当初予算額が2,506万9,000円で、補正予算額268万円の減額で、前年度よりの繰越金280万円を足しまして、予算額として2,518万9,000円に対しまして、支出済額が2,433万3,590円であります。補正予算額につきましては負担金、補助及び交付金を減額したものです。繰越明許の280万円は地域防災計画策定委託を本年度に繰り越したものです。支出の主なものにつきましては、13節の委託費、防災無線の保守管理委託で274万8,600円、それから、19節の負担金、補助及び交付金としまして、罹災証明等のシステム負担金173万7,000円等があります。

以上でございます。

○委員長（河原井大介君） ここで1時10分まで休憩となります。お疲れさまでございました。

午後 0時04分休憩

午後 1時07分開議

○委員長（河原井大介君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの執行部からの説明から、そうしたらよろしくお願いします。

税務課長。

○税務課長（鈴木貴司君） 午前中の関委員さんのご質問に回答したいんですけども、よろしいですか。

○委員長（河原井大介君） お願いいたします。

○税務課長（鈴木貴司君） それでは、座ったまま申しわけございません。

午前中に関委員さんからいただきました不納欠損についてのご質問の回答でございますが、関委員さん、おっしゃるとおり、原則5年で何もしなければ不納欠損ということで、時効によりその税については消滅してしまうというところでございます。税務課といたしましては、ただ何もしないで5年間、月日を待つのではなくて、その間、納付に関する納入の告知であったりとか、差し押さえをすることによって時効の期限を延ばして徴収のほ

うを行っていくということでございます。

町のほうでは、平成18年以前の滞納は今ございませんで、古くて平成19年からの滞納がございまして、それにつきましても、個別に差し押さえができるものなのか、どうなのかというような調査を行いながら、単純に5年で失効停止、不納欠損をすることのないように慎重に、町民からの税の公平さと、それと税に対するご理解をいただきながら説明してまいりたいということでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（河原井大介君） ありがとうございます。

関委員は、よろしいですか。

○委員（関 誠一郎君） 追加でいいですか。

滞納整理なんですけれども、去年1年間の中で、要するに差し押さえをした。それを一般に公売にかけるといふのは何件あったのか、なかったのか。

○税務課長（鈴木貴司君） 30年度、ちょっと古い数字なんですけれども、差し押さえにつきましては、預貯金が69件、給与が4件、生命保険が28件、それと農協等の出資金ですね、これが4件。その他9件ございまして、執行の件数、全部で114件行っております。不動産公売等は実施しておりません。

○委員長（河原井大介君） よろしいですか。

〔「今の追加で」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原井大介君） 阿久津委員長。

○決算特別委員長（阿久津則男君） 5年間のうちに、例えば1,000円でも2,000円でも集金すれば、またそこから5年でしょう。

○税務課長（鈴木貴司君） ケース・バイ・ケースと聞いているんですけれども、何年か先送りにつなぎとめることはできるというふう聞いています。

○決算特別委員長（阿久津則男君） ですよ。催告通知書、さっき年2回出すと言ったよね。すると、5年だと最低でも10回。

○税務課長（鈴木貴司君） そういう形にはなります。

○決算特別委員長（阿久津則男君） その催告通知書には請求金額は書いてあるの。

○税務課長（鈴木貴司君） 請求金額、書いてあります。

○決算特別委員長（阿久津則男君） 請求金額って、例えば20万とか書いたときには、そういう人たちは払うつもりないよね。だから、最低でも1,000円は必ず徴収しますというように言葉を入れてほしいなと思うんですよ。そこで1,000円で500円でも入れれば、またそこから5年延長できるんでしょうから。そうすると、関委員が言ったように、10年でも15年でも続けて請求できると思うので、そのくらいの努力はしてほしいなと思うんですよ。書けるかどうかはわからないですよ。1,000円は必ず徴収していただきたいとか書いていものかどうかはわからないけれども、1,000円くらいなら払ってくれると思うんですよ。

○税務課長（鈴木貴司君） 阿久津委員のご質問のお答えなんですけれども、一応税務課

では分納という形をとらせていただいているんです。例えば20万滞納があっても一括で20万というのは、これは到底無理なお話ですので、納税相談をした上で無理のない金額、例えば2万円ずつだったならばお支払いできるとか、そういうところで妥当な金額を見出して、継続的にお支払いいただくというような方法もとっていますし、今、委員おっしゃったような形でも積極的に広報のほうを進めてまいりたいというふうに思っております。

○決算特別委員長（阿久津則男君） 督促状、当然、はがきか文章で出すんでしょうから、そのお金だって人件費だってかかっているんだからね。だから、やっぱり最低でも1,000円でもいいから徴収して、またそこから3年でも5年でも延長できれば。一般の町民に怒られちゃいますからね。その辺、努力してください。

○税務課長（鈴木貴司君） はい、かしこまりました。ありがとうございます。

○決算特別委員長（阿久津則男君） 以上です。

○委員長（河原井大介君） 財務課長。

○財務課長（山崎秀樹君） 続きですが、79ページになります。下段のほうです。

11款1項公債費、1目元金ですが、予算現額を8億5,838万2,000円とし、支出済額は8億5,838万1,910円です。不用額は90円、償還件数は212件です。平成30年度の償還終了が22件、償還開始が14件となります。

2目の利子ですが、補正額につきましては、地方債償還金利子を減額し、予算現額を8,787万4,000円とし、支出済額は8,725万881円です。不用額は62万3,119円、償還件数は248件です。

80ページになります。

12款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費、2目の建物取得費ですが、予算計上のみで支出済額はありませんでした。

13款1項1目予備費ですが、当初予算で1,000万、ほかの科目支出により不用額は63万円でございます。

81ページになります。

実質収支に関する調書です。

1の歳入総額98億9,022万6,000円、2の歳出総額93億5,038万8,000円、3の歳入歳出差引額5億3,983万8,000円、4の翌年度に繰り越すべき財源計が2億527万9,000円、実質収支額は3億3,455万9,000円です。

82ページになります。

財産に関する調書でございます。土地及び建物の増減につきまして記載したものです。

年度中の土地の増減につきましては、行政財産、普通財産とも増減はありませんでした。

次に、建物の増減につきましては、木造の行政財産では、解体したふれあいの里キャビン67.90平米、七会診療所の厨房施設67.43平米、歯科棟の92.25平米の減、新築したふれあいの里キャビン2棟130.56平米、道の駅かつら外部トイレ60.59平米の増、合わせて

34.43平米の減でございます。

非木造の行政財産では、七会診療所の厨房棟92.52平米、車庫倉庫51.53平米の減、合わせて144.05平米の減でございます。木造と非木造合わせて178.48平米の減でございます。

83ページになります。

(2)の山林につきましては、増減がありません。(3)の有価証券につきましては、区分最上段の担保権利付国債権500万円の減です。(4)の出資による権利につきましては、中段より下になりますが、茨城県信用保証協会の寄託金54万5,000円の減となります。

84ページになります。

2の物品費ですが、主に老朽化により公用車6台を廃車しまして、新しく5台を購入いたしました。

3の基金ですが、基金の運用及び利子積み立てによる増減でございます。主なものは、一番上の財政調整基金です。年度内に財政調整基金からの利息107万4,000円を積み立てまして、公共施設等総合管理基金に積み立てるため3億8,600万円を取り崩しました。年度末残高は27億1,786万2,000円でございます。

なお、合計21基金の年度末現在高合計は57億2,856万6,000円でございます。

85ページになります。

地方債現在額調べですが、表の一番下の右端をごらん願います。平成30年度末残高で、元金、利子合わせて110億4,580万3,562円でございます。前年度末と比較しまして、約6,685万5,000円の減です。

歳出及び財産に関する調書につきましては以上でございます。

○委員長（河原井大介君） 議会事務局長。

○議会事務局長（阿久津雅志君） それでは、別冊事業報告書のほうをお開き願います。

それでは、1ページ、議会費の主な事業は、議会だより作成業務71万4,096円。

続きまして、会議録筆耕翻訳業務、会議録の作成ですね。これで114万1,560円を支出してございます。

以上でございます。

○委員長（河原井大介君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 同じく1ページであります。

2款総務費、1項総務管理費の文書広報費のうちではナンバー3の広報広聴事業360万6,468円で、広報紙及びホームページにおいて、町民に行政施策や町の話題等の情報提供を行いました。

続きまして、2ページをお願いいたします。

企画費では、ナンバー14の地域おこし協力隊事業1,666万5,966円で、1期生4名の支出で、地域コミュニティの活性化や地域の魅力発信を目的に、移動カフェや映画上映会を企画・開催したほか、各種イベント等に参加し、町のPR及び活性化のための活動を行って

おります。

ナンバー15、地域おこし協力隊都市交流事業748万9,371円ですが、2期生2名の歳出で、地域の活性化を目的に、江戸川区と交流事業や島家住宅を拠点とした古内地区の魅力発信及び活性化のための活動を行いました。

ナンバー25であります。地域内フィーダー系路線バス運行補助2,050万7,000円、交通空白地域、七会地区であります。幹線系統、これは野口線であります。に接続する路線バスの運行費補助により路線バスを運行し、住民の生活の足の確保を行いました。

ナンバー26であります。デマンド交通システム運行費補助1,915万6,577円、デマンド交通ふれあいタクシーに対する運行補助を行い、町外へ向きがちな町民の足を町内に向けることにより、町内の活性化を図っております。

町民センター費では、ナンバー32であります。七会町民センターグラウンド維持管理業務2,484万円、グラウンドを天然芝の常緑を保つための維持管理を行っております。

13ページであります。商工費の商工業振興費では、ナンバー147、町商工会補助675万7,520円で、町商工会の補助を通して、町内の商工業関係の事業振興に寄与いたしました。

ナンバー150で、住宅新築工事等事業費補助299万円、定住人口の増加及び地域経済の活性化を図るため、町内施工業者を利用し、住宅の新築、建てかえ及びリフォーム工事に対する助成を行っております。

ナンバー154であります。企業立地奨励金345万8,000円、産業の活性化と雇用の拡大を図るため、事業所の新設や増設を行う事業者に対して奨励金を交付し、経済の活性化を図っております。

観光費では、ナンバー156で、ふるさと応援寄附金事業241万9,075円、ふるさと納税寄附者に対する返礼品及びホームページによる広報の内容を重視させ、納入者の増加に努めました。

ナンバー159であります。町観光協会補助1,013万円で、町観光協会へ補助を行い、七夕まつり、夏まつり、町民まつり等を実施することで、地域の振興及び町民の連帯意識の高揚と融和を図っております。

ページ、14ページであります。

観光施設費であります。ナンバー162で、町総合野外活動センター指定管理料1,260万円、総合野外活動センターの合理的な管理運営を図るため、指定管理者による運営を図っております。

ナンバー163、総合野外活動センターふれあいの里キャビン建てかえ工事4,636万4,400円、ふれあいの里キャビン2棟の建てかえを実施し、施設の更新を実施しております。

ナンバー165であります。総合野外活動センターふれあいの里電気設備改修事業で1,651万3,200円、ふれあいの里の受電設備の改修を行い、受電容量の調節を図っております。

ナンバー169、健康増進施設ホロルの湯指定管理料4,000万円で、健康増進施設ホロルの

湯の施設の合理的な管理運営を図るため、指定管理による運営を行っております。

15ページであります。

ナンバー180で、道の駅かつら外部トイレ新築事業ということで、5,032万6,920円で、道の駅かつら外部トイレの改修を実施し、利便性の向上を図っております。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 総務課長。

○総務課長（鯉渕和己君） それでは、総務課所管分をご説明いたします。

3ページをお願いいたします。

下段になります。2款総務費、4項選挙費で35番から4ページの37番までです。

主なものとしましては、36番、県議会議員一般選挙執行事業1,108万5,584円であります。こちらは平成30年12月9日執行の県議会議員一般選挙の経費であります。

続きまして、4ページの37番です。町長選挙執行事業986万7,609円でありますけれども、こちらの30年9月20日に執行しました町長選挙の経費であります。

ずっと飛んでいただきまして、19ページをごらんいただきます。

下段になります。8款消防費、1項消防費、239番、240番は非常備消防費です。主なものとしましては、240番、消防事務負担金3億8,167万7,000円あります。こちらは、水戸市への消防事務委託による負担金であります。

20ページをお開きいただきます。

241番から243番は消防施設費です。主なものとしましては、241番、防火貯水槽撤去工事271万800円、地権者等の要望により防火水槽の撤去工事をしたものでございます。ちなみに上阿野沢、下阿野沢、阿波山地内であります。

次に、242番、救急車及び救急出動用ゴムボート導入事業2,973万2,400円あります。こちらは、城里出張所で使用している救急車及び救急用ゴムボートの更新をしたものであります。

続きまして、244番から249番は災害対策費であります。主なものとしましては、246番、繰越事業の地域防災計画改定業務270万であります。こちらは国・県の防災計画の改定にあわせ、町の地域防災計画の見直しを図ったものです。

247番、防災行政無線デジタル化等設計業務800万2,800円、防災無線のデジタル化を図るために、工事発注に向けてシステムの検討、回線の構築、設計書作成業務の委託を行ったものであります。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 財務課長。

○財務課長（山崎秀樹君） 財務課所管分なんですが、1ページに戻っていただいて、財務課の所管分はナンバー5から、次のページのナンバー13になります。

財務課の財産管理費の委託料につきまして、まずナンバー5なんですが、財務書類の検

証分析業務197万6,400円は、財務検証分析等を行ったものです。

それから、ナンバー6の公用バス運転委託事業332万3,656円は、公用バスの3台の運転業務を民間に委託し、効率的な管理を行ったものです。

ナンバー7の地籍管理システム更新分筆合筆等委託事業149万400円は、地籍管理システムの更新料でございます。

それから、財産管理費、使用料及び賃借料につきましては、ナンバー8の電子入札システム使用料195万5,750円は、一般競争入札に係るシステムの使用料で、入札を電子化にすることによりコストの低減や入札の透明性・公平性を図ったものです。

それから、ナンバー11の町有地除草工事、次のページになります。247万3,200円は、町内19カ所の除草工事費で、財産の維持管理を図ったものです。

それから、ナンバー13の公用自動車購入608万9,454円は、古くなった公用車4台を入れかえたものでございます。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 町民課長。

○町民課長（雨宮忠芳君） 町民課所管分としましては、3ページの27番から31番になります。

主なものとしては、30番、商店街灯撤去及び防犯灯設置工事、前年度からの繰り越し分であります。1,431万9,720円、商店街灯撤去及び防犯灯設置工事を行い、安全な地域づくりのために環境整備及び商店街灯所有者の費用負担の軽減を図ったものであります。

同じく31番、防犯カメラ設置工事458万8,920円、防犯カメラの設置工事を行い、防犯の予防及び安全な地域づくり、環境整備に努めました。町内9カ所交差点に11台を設置しました。

続きまして、8ページになります。

8ページの81番、常陸大宮市斎場委託業務から、めぐりまして10ページの113番の水道事業会計補助までが町民課所管分であります。

主なものとしたしましては、8ページ、82番の地球温暖化対策実行計画策定業務410万4,000円でございます。安心して暮らせる低炭素社会の実現を目指すため、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定を行いました。

同じく83番、笠間地方広域事務組合負担金812万5,000円、笠間広域事務組合に加入し、公衆衛生及び町民福祉の向上を図ったものであります。七会地区住民対象であります。

続きまして、87番、収集運搬手数料としまして3,456万4,320円、環境センターの管内のごみ集積場に出される一般廃棄物収集運搬をし、環境美化に努めた委託でございます。2社へ委託しております。

同じく90番、焼却残渣搬出業務1,843万1,126円、焼却灰、ばい塵、不燃残渣を適正に搬出いたしまして、エコフロンティアかさまのほうへ搬出いたしました。

続きまして、99番、環境センター設備補修工事、設備補修工事6件を行い、施設の機能維持に努めました。ごみクレーンブレーキ補修、クレーン設備補修、煙突補修の6カ所行いました。3,022万9,200円でありました。

ページを返していただきまして、108番、一般廃棄物処理建設生活影響調査業務であります。前年度からの繰り越しであります。1,544万4,000円でございます。新ごみ処理施設建設事業及び衛生センター延命化事業に伴う周辺地域への生活環境の変化を事前に調査するため、生活環境影響調査を実施いたしました。1年間かけて行いました。

112番、新ごみ処理施設敷地造成工事2,100万円で、新ごみ処理施設建設事業に伴う敷地造成を発注し、事業の早期完成を目指しました。平成30年度から令和元年度までの継続事業となっております。

113番、水道事業会計補助1億8,222万1,000円でございますが、水道事業会計への補助金として支出いたしました。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 課長。

○税務課長（鈴木貴司君） 申しわけございません。

3ページにお戻り願います。

3ページ、34番になります。固定資産税評価替えに伴う課税客体調査業務でございます。金額が565万5,204円となっております。成果につきまして、評価替えに伴う地番図データの修正等々でございます。航空写真図データ編集等を実施しております。

以上でございます。

○委員長（河原井大介君） 健康保険課長。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 5ページをお願いいたします。

5ページ、52番、医療福祉費事業であります。主要経費が1億240万1,916円、県事業により小児、母子（父子）家庭、重度心身障害者、妊産婦等に対し医療費の助成を行いました。

次、53番、特例小児医療費助成事業1,076万1,064円、町単独事業により医療福祉費対象外の小児及び中学生の外来の医療費助成を行い、少子化対策の充実を図りました。

続きまして、7ページをお願いいたします。

7ページ、76番になります。各種予防接種事業3,286万928円、疾病の事前予防と疾病の流行予防を図りました。定期予防接種者数延べ6,733人、任意予防接種者数が延べ2,033人です。

次、77番、母子保健事業であります。980万7,210円、妊婦、乳児の健診により、疾病の予防等安全な妊娠、出産を図りました。出生者数が74人です。

78番、健康診査各種がん検診事業であります。2,458万2,617円、健康意識の高揚を図り、がんの早期発見、早期治療につなげました。各種検診受診者数が延べ8,982人です。

次、8ページになります。

80番、トレーニング事業であります。442万2,078円、健康管理の意識高揚を図りました。トレーニング室利用者数が延べ1万4,249人であります。

以上であります。

○委員長（河原井大介君） 長寿応援課長。

○長寿応援課長（井上 優君） 4ページをお願いします。

44番、介護・福祉・医療等事業所連携定住強化事業等、長寿応援課所管分は36万円になります。

同じく45番、愛の定期便事業として、要綱に基づき、75歳以上の高齢者でひとり暮らしの方に常北地区は週に牛乳3本、桂、七会地区は毎週ヤクルト7本を配布し、安否確認、健康保持の一助としました。総額273万7,416円を支出しております。

46番、敬老事業としまして、75歳以上の高齢者3,709名を対象に式典を開催し、金婚者9組を招待いたしました。要綱に基づき、88歳以上の高齢者1,026名に585万円の祝い金を支給しております。なお、100歳以上の方は33名でした。総額876万8,784円を支出しております。

5ページをお願いします。

ナンバー47、緊急通報システム整備事業委託業務といたしまして、要綱に基づき、65歳以上のひとり暮らしの方及び65歳以上のみの世帯に事業を行っております。ALSOK安心ケアサポートと契約し、迅速な対応への体制を図りました。515万7,925円を支出しております。

48番、配食サービス事業委託業務としまして、要綱に基づき、1食200円の自己負担で常北地区は木曜日に昼食として、桂地区は金曜日に昼食、七会地区は木曜日に夕食、元年から昼食になっております。社協と契約し、提供しました。393万923円支出しております。

49番、高年者クラブ活動事業補助としまして、要綱に基づき、高年者クラブ連合会補助金104万円、単位高年者クラブ補助金、30団体で141万1,740円、総額245万1,740円を支出しております。

50番です。老人福祉施設開設準備経費助成事業補助としまして、ケアステーション城里の開設に伴う備品購入に対し4,347万円を支出しています。補助対象70床分で、定額の県単補助で町負担はございません。

51番、老人保護措置事業としまして、施行細則に基づき、16名の方を5つの養護老人ホームに入所措置を行いました。3,459万9,296円を支出しております。

以上です。

○委員長（河原井大介君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（増井栄一君） 福祉こども課所管分をご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費の39番から43番になります。

額の大きなものとして、40番の町社会福祉協議会補助になります。4,192万248円でございます。社会福祉協議会の運営活動を補助し、地域及び福祉サービスの向上を図りました。

続きまして、5 ページをお願いいたします。

54番から57番、このうち55番の障害福祉サービス事業ですが、3 億4,771万2,280円でございます。障害者関連に伴う扶助費でございます。自立支援法に基づく、町内出身者のサービス施設等への入所、通所に係る給付費の支給でございます。対象者は206人でございます。

ページをめくっていただきまして、6 ページをお願いいたします。

58と59であります。58、更生医療給付事業でございます。身体障害者に対する自立支援医療の給付でございます。該当者は3人です。

2 項の児童福祉費でございます。62番から75番までが福祉子ども課所管分になります。

64番、放課後児童健全育成事業ですが、2,093万1,197円で、学童クラブ公設と民設合わせまして7クラブ、児童数174人なんです。こちらの運営事業に関する委託料になります。

67番、児童手当支給事業でございます。次世代の社会を担う子供の健やかな成長を応援するための児童手当でございます。額が1万円から1万5,000円、延べ人数で1万9,993人、児童手当を支給しております。

7 ページ、68番でございます。ななかい保育所の事業でございます。保育所運営に関する経費としまして3,758万1,548円でございます。30年度の入所児童数29名です。

72番、子ども・子育て支援事業費でございます。1,581万6,965円です。保育に関する事業の補助金になります。民間保育所等へ補助を行っております。

74番、施設型給付費扶助です。3 億7,897万5,946円で、施設運営に係る保育所や認定子ども園の給付費扶助でございます。無償化に伴いましては、給付費が5,279万7,250円の支出でございます。

75番、保育料の3歳から5歳までの無償化に伴うもので、5,598万1,850円が歳入の減となっております。こちらは3歳から5歳児までの無償化に伴う施設利用の負担分、保育料なんです。こちらの収入減となっております。上の分と差額がありますのは、ななかい子ども園の利用者負担分について、こちらの75番では含まれるものですから、上の支出のほうと差があります。74番の支出分については、68番のななかい保育所のほうで支出を見っております。

以上、福祉子ども課分でございます。以上をもちまして、総務民生所管分の決算事業についてのご説明を終わらせていただきます。

○委員長（河原井大介君） ありがとうございます。

説明、お疲れさまでした。

それでは、説明が終了いたしましたので、これより委員からご質疑、ご意見等をお受けいたします。

何かございますでしょうか。

○議長（小唄 孝君） 町民課長、ちょっと聞きたいんだけど、この決算書を見ると、要するに補正予算で減額修正までして、そのほかにまだ100万円単位から金を余らせている。修正予算で何千万の単位を減額して、それで執行した中で何百万という金を残しているようだけれども、当初の予算というのが非常に見積もりが甘いのかなにしか考えられないんだよね。だから、こういう予算をきちんと、違う課でもやっぱり町の当初予算で金が足りない、足りないなんて言って当初予算を組んでいるわけだから、やはりちゃんと、あなたらは私らから見ればプロだと思っているし、毎年毎年、大体が同じ事業をやっているわけなのに、こんなに何千万も補正予算を削った中でまた百何万も余らせているなんていうのは、ちょっと気にとめたものだから、そこら辺の予算組みをするときに、きちんと予算を組んで、余剰金を出さないように予算組みをしていただきたい。それ一言、以上。

○委員長（河原井大介君） 町民課長。

○町民課長（雨宮忠芳君） すみません、この件は環境センターの粗大ごみの関係でありまして、当初、粗大ごみは有償での処分していたんですが、中国の輸入禁止、廃プラ関係の輸入禁止に伴いまして、有料で支払って処分してもらうことになってしまったということで補正させていただいたんですが、その中で環境センターの職員が自助努力により、分別解体を自主的に行いまして、売れるものと処分するものと分けたために不用額が発生したという事実があります。そのために、補正では全額処分として計上したんですが、分別解体を進めた結果、売れる部分もできたので、その分だけ減額させていただき、不用額として出させていただきましたということです。

○議長（小唄 孝君） そうすると、当初予算では、鼻からは間違った見積もりをしたわけではないと。

○町民課長（雨宮忠芳君） 一応、輸出できるものと業者に引き取っていただけるものと思って、当初予算のときは見積もりもとっていましたけれども、途中で。

○議長（小唄 孝君） 実質的にそんなに安くなるんだったらば、最初からそういう予算組みを、きちんと職員がそういう形でやっていただけなかったら、安いのは何ぼ安くてもいいと思うですよ、議員さんらからすれば。だから、そういう形でどんどん推し進めてください。ただ、予算の余りは、当初予算に自分らのところだけもらっちゃって、後でごそっとお返しすると、当初の予算で組めなくなるから、そこら辺を気をつけていただきたいなと思って、一応言わせていただきました。

以上。

○委員長（河原井大介君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） まち戦のほうは2点ほどお尋ねしたいんですが、第1点目は決算資料のほうで質問します。2ページですね。2ページの15番です。江戸川区との交流事業や島家住宅を拠点とした地区の魅力発信をしているということなんですね。先日も古内地区でどろんこで、かなり町外からの人が来たというようなことです。そういった地域おこし協力隊と地域の皆さんが協力して、いろんな事業を興しているというような理解をしているんですが、ただ肝心の島家の住宅についての町の基本的な計画ですか。こういったのが、どうも議会にも、また町民というか職員そのものも共通認識も持ってないのかなという気がするんですよ。

というのは、まちづくり協力隊の協力隊員ですよ。2人ぐらい専従でいましたよね。彼らにしてももう2年目ですか。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○委員（三村孝信君） ですよ。ちょっと私が見ても中途半端な雇用をしているんじゃないかなという気がするんで、その辺をちょっと答えていただきたいんですね。

それと、次が17番、東京オリンピック事前キャンプ誘致事業で、これは7万3,242円で、本町にモンゴル国に対して誘致活動をし、基本合意を締結したと。7万3,242円で基本合意で締結できたというんだったら、これは大したものだと思うんですが、その後の経過というのかな。そういったものはどのようになっているのか、お尋ねしたいんですよ。その2点、お願いいたします。

○委員長（河原井大介君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） ただいまの三村委員さんのご質問の15番ですか、地域おこし協力隊交流事業ということで、島家住宅の訪問ということでよろしいんでしょうか。

○委員（三村孝信君） はい。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 島家住宅につきましては、当初、改修という動きで進めていたわけですがけれども、耐震の関係で改修を、現状の耐震設備にしてしまうと相当の改修をしなければならないということで調査をした結果、古民家の耐震という基準がありまして、その基準で今後、耐震診断を行って、どういった改修ができるかということで、今後、島家の利活用を図っていくかということで、耐震の結果によって進めていくということで今は進めております。

あと、17番のオリンピック事前キャンプ誘致事業でありますけれども、7万3,000円というのは、モンゴル大使が来たときにお土産とあと国旗等を買っておりますので、その費用でありまして、現在、どういった状況かといいますと、お盆中にですけれども、あちら側から空手協会の会長がこちらへ来ておりまして、そこで今後の打ち合わせをしておりまして、こちらである程度の日程の案をつくりまして、11月中旬ごろに7泊8日でこちら

に来ていただいて、空手の事前キャンプをしてもらうということで、今現在、協議をしながら進めているところであります。

以上です。

○委員（三村孝信君） そうすると今の課長の説明だと、島家住宅においては、古民家の基準を満たす耐震をしてからでないと基本できなくなる、建てられないということなのかな。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 一つ、現状の改修をどうしていくかということも、耐震の基準に照らし合わせていきたいなど、そういうことであります。

○委員（三村孝信君） だとすれば、まちづくり協力隊を受け入れるときに、あの施設を使ってやってくださいと言って、専属みたいな形であそこへ張りつけておいたわけでしょう。そのときに、そういう耐震やなんか済ませておくべきじゃないの。それから迎え入れるというのが普通の考えだよな。

だから、私たちは、議会は前から言っているように、基本的な利活用を示しなさいと。駐車場も中途半端、施設の改修も中途半端、地域の住民を集めてはちょっとしたイベントには使っているけれども、例えばレストランをやるとか何か大きな、あるでしょうよ。文化施設を併設したようなレストハウスをつくるとか。そういった基本的なものがなくて、お茶を濁すようなことをしていたんでは困るということですよ。安易に寄附ということで受け入れて、その後、大した計画もないまま、とりあえずもらっておこうかじゃ困るということですよ。実にやり方が不適切だという気がします。

それから、モンゴルの件ですが、これを見ると「基本合意書を締結した」になっているんですよ。基本合意というのは、もう来るということが決まったということではないんですか。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） それは決定で、いつ来るかというのはまだ決まっています。

○委員（三村孝信君） ちょっといいですか。それ、何回でもいいの。

○委員長（河原井大介君） どうぞ。

○委員（三村孝信君） 確認したいんですけども、モンゴルの空手のキャンプというのはもう行うことになっているんですか。

○委員長（河原井大介君） はい、お願いします。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 大使が来たときに協定を行って、モンゴルの空手協会が城里町に来て行うということで。

○委員（三村孝信君） ということは、詳細が、オリンピック前のキャンプですか。それを行う場所とか期間とか、そういったのをこれから詰めていくということなんですか。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） はい、そうです。現在、今、詰めているという。

○委員（三村孝信君） だとすれば、今後、じゃモンゴルの選手団とか、それから競技の

役員とか、そういった方の費用というのは城里で持つような形を考えてやっているんですか。

○委員長（河原井大介君） 課長。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） こちらでの滞在期間というのは、費用というのはこちらで持つということで、余り人数来られてもしまつとあれなので、いろいろ条件を出していて、空手でオリンピックに出られるか、出られるような大会に出ている人が6名くらいいるということなので、その6名の方を対象に7泊8日くらいで、こちらで事前キャンプをやっていただくということで、今現在は進めております。

○委員（三村孝信君） それは、ちょっとくどいようだけれども、オリンピック前までずっとここにいるということ。どのくらいの期間入っているんですか。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 長い間ではない。7泊8日ということで。

○委員（三村孝信君） だから、例えばよくいろんな町、市、区とかが、外国の選手団を受け入れて非常に交流をしたり、盛り上がってやるじゃないですか。私たちがイメージしているのはきっと、私はそういうことをイメージしていたんですが、6人ぐらいの小規模の選手団ということでもいいんだね。そうですね。これはモンゴルを代表する選手。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○委員（三村孝信君） ああ、そうなんですか。

いずれにしても、江戸川区の交流とかいろんなことを仕掛けてはいるけれども、それをもっと町民にPRしたり、あと町民に参加させたり、そういう努力が何か足りない。今度の空手のなんかにしても、何か情報を共有してないじゃないですか、職員とか、我々。まち戦は一生懸命やっているかもしれないけれども、何かモンゴルの選手団を呼びますよという、そういう機運というのが盛り上がってないじゃないですか。

だから、それはホーリーホックもそうなんですよ。関係者は確かに非常に盛り上がっているかもしれないけれども、ホーリーホックのだって、ユニホームとか着て職員が仕事をしているとか、そこまではないにしても、そういう機運というのはすごく大事だと思うので、ぜひそういう情報を共有して、あとは参加してもらったらいいいじゃないですか。ほかの課とかでも手伝ってもらったりと思いますよ。

この空手にしても、うまくやってもらえればPRになるのかなとは思いますが、もっと情報を出すべきだね。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（河原井大介君） ちなみに、まちづくり戦略課長にお伺いしますが、モンゴルの方々が来て、いわゆる東京オリンピックのコンセプトがおもてなしなわけですけども、何かおもてなしをする段取りはあるんでしょうか。7泊8日来る間に。先ほどの三村委員の話ですけども。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 海野補佐のほうから。

○委員長（河原井大介君）　　お願いします。

○まちづくり戦略課長補佐（海野公明君）　課長が話していましたが、8月16日にモンゴル国の空手道連盟の会長と理事が、会長は城里町に来たことがなかったので、ぜひ来町して今後の事前キャンプのことについて話し合いたいということで来町されました。そのときに町長とモンゴル国の会長で話し合った協議結果は、一応、今、ホストタウン事業費でいただいている九十何万円という予算の中で事前キャンプを行うということで、モンゴルの選手も余りオリンピックに出られるような選手はいないので、あくまでオリンピックに出られる可能性があるような選手、ポイントを稼ぐために大会に出ているような選手だけを選んでいただいて、モンゴル国のチームの総数、その人数が6名ということで人数を決めまして、あと期間を7泊8日ということで、一応そのときに協議で決めました。

町内の情報共有といたしますか、それについては、ちょうど今、庁内決裁終わりました、来週の月曜日の幹部職員会議とかで、実際11月中に事前キャンプをやるときに、その中で町内で何か交流できるようなものがありますかとか、そういうものは全体に聞きながら進めていく。

以上です。

○委員（三村孝信君）　　どうもありがとう。

今の補佐の説明は、非常によくわかりやすかったと思うんだけど、何か我々が、個人でいいや、私が想像していたオリンピック誘致とちょっと違うんじゃない。オリンピック誘致事前キャンプといたら、オリンピック選手がこの地を利用して、ここでキャンプを張ってオリンピックに出ると。それを前提に我々、受け入れて、オリンピックに出る選手を応援すると、そういうイメージでいたんだよ、今まで。

○委員長（河原井大介君）　　お願いします。

○まちづくり戦略課長補佐（海野公明君）　一応、今年は11月中に1回行いたいというのと、あと来年の7月前にとか、実際オリンピック前にもう一度やりたいというように向こうから来ています。

○委員（三村孝信君）　　何回来たっていいんだけど、オリンピック選手は来るの。

○まちづくり戦略課長補佐（海野公明君）　選手ですか。今年のキャンプですよね。

○委員（三村孝信君）　　違う。オリンピックに出るような選手が来て、ここでキャンプをやるんですと。

○まちづくり戦略課長補佐（海野公明君）　そうです。一応、予定としては七会町民センターの体育館は一応練習拠点として。

○委員（三村孝信君）　　でも、さっきオリンピックに出られる可能性は余りないとか言わなかった。

○まちづくり戦略課長補佐（海野公明君）　空手のいわゆる世界ランキングの50位以内くらいに入っている選手が、実際、空手のオリンピックには出られるような可能性が今ある

んですけれども、そのランキングにはちょっと入ってないので。ただ、ランキング上位を目指して頑張っている選手はいるので。

○委員（三村孝信君） 目指して頑張っている、それを応援しろというのか。

○議長（小唄 孝君） もう一遍、勉強したほうがいいんじゃないの。

○まちづくり戦略課長補佐（海野公明君） 基本は、それプラス交流なので。

○委員長（河原井大介君） 交流する予定なんですか。

○まちづくり戦略課長補佐（海野公明君） それを来週、どんなふうなもてなしとか交流があるかというのを庁内で。

○議長（小唄 孝君） 内部規約をちょっと見直して、オリンピックに出る人じゃないと合宿はできないようになっているのに。

○まちづくり戦略課長補佐（海野公明君） ちょっとそれは語弊がありましたけれども、ランキング的には入ってないんですけれども、もちろん入って行って、出るチャンスはあって。

○議長（小唄 孝君） あと一個、ちょっと聞いていておかしかったのは、去年はこの決算書でも、モンゴルの空手協会の会長が来たから、友好を図ってこの予算を使いましたという話なんだけれども、会長が来たときないという話を決算の中で。

○委員長（河原井大介君） お盆に来ました。

○議長（小唄 孝君） 違うよ。この決算書に使ったときには、モンゴル協会の会長が来てお金を使いましたと、接待しましたという金で接待しているのに、協会の会長が来ていませんという話をされちゃうと何なのかなと思って、決算の中で。協会の会長が来てないなんていう話は聞いてないんだ。去年、会長が来たといって写真にも報告されているし。その人が7万いくらかで美炙樂で肉食ったって聞いた。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 7万3,000円は、国旗とか買った費用で7万3,000円です。

〔発言する者あり〕

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 平成29年です。

○委員長（河原井大介君） 昨年じゃないですね、平成29年です。

課長、お願いします。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 平成29年のときだと思うんですけれども、そのときには副会長が来町して。

○委員長（河原井大介君） 副会長が来たということでよろしいですか。

〔「じゃ、関連で」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原井大介君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） モンゴルとの基本合意を締結したというのは、モンゴルの空手協会の会長、本当に空手協会の会長なんですか、間違いなく。株式会社じゃないの。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） この協定を交わしたときには、モンゴルの大使が間に入っていて、そこで協定を結んでいますので。

○委員（関 誠一郎君） 相手は。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 相手は会長。

○委員（関 誠一郎君） 間違いない。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 間違いないと思います、大使館が間に入っていますから。

○委員（関 誠一郎君） 平成29年にモンゴルの副会長が来たというときに、美炙樂で豪華な肉を食べてもらったと。それを町で金払ってますけれども、そのとき、まち戦の課長は、来た人たちは株式会社の方たちで連絡がとれないと私に言ったよね。私、ちょっと聞いたけれども、連絡がとれないですと、課長に。そしたら、課長がそれに、何それモンゴルの空手協会じゃないの、何で株式会社の人たちが日本に来て豪遊しているのという話をしたことがあるよ。29年ですよ、これは。連絡がとれなかったという。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 29年ですね。私、29年は来ていない。

○委員（関 誠一郎君） いいです、その話はいいです。

私のほうから2点。1つは要望したいんですけれども、まち戦か総務課か、ちょっと説明がなかったからわからないんですけれども、町で弁護士を、要するに顧問として雇っていますよね。総務課か、まち戦か。1年の契約金幾らなのか。それと、去年支払った金額は幾らなのか教えてください。これ、申しわけない、説明がなかったんですけれども、ちょっとこの内容でどなたか。

それと、決算書の34ページの防犯灯。進捗状況、どのぐらい進んでいるのか、あとまだどのぐらい、もし防犯灯が残っているならどのぐらい残っているのか、お聞きします。

○委員長（河原井大介君） 町民課長。

○町民課長（雨宮忠芳君） 関委員さんのご質問なんですけど、防犯灯の数字ということで、平成30年度末現在で2,551基です、町内。30年度の工事のやつで、新規数としては188基を設置しました。基本的には残っているということはないんですが、あとは区長要望とかそういうところで必要があれば要望いただいて、こちらの要綱で審査した結果、必要と認められれば設置していくという形になっています。

○委員長（河原井大介君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） 防犯灯というのは本当に大事なんですけれども、ただ、ここの町で使っている防犯灯って、ちょっと暗いよね。商店街なんか比べたら全体が暗い。商店街で本当にもったいないぐらい暗いんですけれども、これから暗くなって、やっぱり小・中学生の通学的なもので、PTA並びに学校側から要望があるかと思うんですけれども、そのときには積極的に対応してやってください。よろしくお願いします。

○委員長（河原井大介君） 総務部長。

○総務課長（鯉淵和己君） 関委員さんの、先ほどの弁護士の費用ということですが、30年度が月額6万4,800円掛ける12カ月分で、77万7,600円ぐらいです。

○委員長（河原井大介君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） それは、決まった金額で、1年間ぴたっと支払う。

○総務課長（鯉淵和己君） そうですね。

○委員（関 誠一郎君） 追加はない。年間77万7,600円。

○委員長（河原井大介君） 総務課長。

○総務課長（鯉淵和己君） そのほかに、その案件によって、各課で支払っている部分もあると思います。

○委員（関 誠一郎君） 各課で、もし顧問弁護士を使っているということで、支払った課があれば教えてください。

○委員長（河原井大介君） 町民課長。

○町民課長（雨宮忠芳君） 町民課でお支払いしています。

○委員長（河原井大介君） お幾らですか。

○町民課長（雨宮忠芳君） 手付金というか、1件に対して最初18万円。その後、打ち合わせというか、こちらに交通費とかそういう面で1回3万円ぐらいです。

○委員（関 誠一郎君） それは、どういう事案であったんですか。

○町民課長（雨宮忠芳君） 今のところは、大網の盛り土工事の案件です。

○委員（関 誠一郎君） わかりました。まち戦で払ってないですか。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 払ってない。

○委員（関 誠一郎君） 本当に。わかりました。

○議長（小坏 孝君） 77万円で、1件で幾らくらい、案件のやつで幾らくらい払うの。77万のほかで、相談内容で。

○町民課長（雨宮忠芳君） 町民課は1件です。

○議長（小坏 孝君） あとは払ってない。総務課では。

〔「高いね」と呼ぶ者あり〕

○委員（関 誠一郎君） 町民課、もう一回、金額教えてくれる。

○委員長（河原井大介君） 町民課長。

○町民課長（雨宮忠芳君） 1件の手付というか、最初に18万円。3万円というのは、1回打ち合わせ、こちらが行く分にはかからないんですが、こちらに来てもらうと、交通費として3万円ぐらいはかかります。

○委員長（河原井大介君） 何回来てもらったんですか。

○町民課長（雨宮忠芳君） 実際には1回です。

○委員長（河原井大介君） ということは、21万円かかっている。

○町民課長（雨宮忠芳君） あとは、文書作成とかを依頼すると、その都度、またやっぱ

り。

○委員長（河原井大介君） 文書作成は幾らですか。

○町民課長（雨宮忠芳君） 3万円ぐらいかかります。

○委員長（河原井大介君） 1回。

○町民課長（雨宮忠芳君） はい。まだ、それはかかってないですけども、こちらで作成していますので。依頼するとかかります。

○委員長（河原井大介君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） まち戦、一般質問にも入るんだけれども、別問題だから聞かなくても、隣で野菜を売っている皆川さん、おばあちゃん。協議した中で、町と町長、弁護士、皆川さん、兄弟、呼ばれて町長室で協議したときに、顧問弁護士来ているんですね。それで、その顧問弁護士が息子さんとけんかをさせるんじゃないけれども、役場職員をまあおって、騒いでいた一件がある。これについて、ただでは来てないでしょう。道の駅では今度は来ているんだから、別件だから、これは金を払ってないわけない。来たっぺ、あの時弁護士、顧問弁護士、来たって言われているんだから、うそつくな。

〔発言する者あり〕

○決算特別委員長（阿久津則男君） 今年になってからか、トイレの工事始まってから。

○財務課参事兼課長補佐（富江一也君） 財務課、富江です。

それは、道の駅のほうに顧問弁護士のほうが来ています。

○委員（関 誠一郎君） 町にも来たでしょうよ。役場で町長と所さんと、所さんの付添人と来て、それは町で打ち合わせしたでしょうよ。そのときは金払っているでしょう。道の駅の弁護士で、道の駅のほうで頼んでいるんだから、これは別会計ですよ。

○財務課参事兼課長補佐（富江一也君） 当時、私、外部トイレ担当していたものですから、所さん、皆川さん、母親が来まして、そのトイレの件で。電話に出て対応しまして、それで町長に会わせてくれないかということで町長室に入りました。そのときには弁護士はいらっしゃらなかったです。いなかったです。

○決算特別委員長（阿久津則男君） 所さんから聞いている。来ています。でも、道の駅に弁護士は行ったんでしょう。

○財務課参事兼課長補佐（富江一也君） 道の駅には来ました。

○決算特別委員長（阿久津則男君） 結局、その出張料って払ったでしょう。ただでやってくれたの。別問題でしょう、町の行政問題は違うから。道の駅で払ったの。

○財務課参事兼課長補佐（富江一也君） 道の駅で弁護士費用は多分支払っているか、ちょっと確認はしないとはっきりは申し上げられないんですけども。

○委員（関 誠一郎君） 道の駅で聞くと払ってないと言うんだよな。町長のポケットマネーか。これだけがめつくと取るなら、3万はきっちり取っているよね。文書も2回出しているからね、弁護士の名前で。でも、役場に来ているのは間違いありませんよ。それはそれ

でいいです。

それと、もう一件、要望なんですけれども、長寿応援課なのか福祉こども課なのか、要するに年寄りの手すりの問題なんですけれども、長寿応援課ですか。介護住宅、要するに20万まで補助出して手すりつけたり、バリアフリー化したりという、ありますよね。長寿応援課か。

要するに、バリアフリー、手すり化の問題なんですけれども、実は私の知り合いのお母さんが倒れまして、退院できると。めどがついたという中で、退院するにも手すりがなければ生活できないというような状況の中で役場へ申し込んだら、退院しないと手すりの補助金は使えないと。それは制度上、わかるんですけれども、そういうことをやっぱり撤廃して、やはり退院する前に完璧な住宅環境ができて退院できるような整備、これをお願いしたいんですよ。県のほうがだめだ、町のほうがだめだというようなのはわかるけれども、一時的に町のお金で、10万、20万以内の話ですから、それを住民の福祉の向上であるから対応していただきたいなと思います。今後、よろしくお願いします。

○長寿応援課長（井上 優君） 検討させていただきます。

○委員（関 誠一郎君） 十分に検討してください。

以上でいいです。

○委員長（河原井大介君） ほか、各委員からありますでしょうか。

副委員長。

○副委員長（藤咲芙美子君） 33ページ、庁舎設備管理についてお伺いいたします。あと、13番の委託費にも含まれていますので、一緒にね。

庁舎設備管理についてお伺いいたします。この町のスタジイの管理はどうなっていますでしょうか。今、スタジイの木が何か枯れているような気がするんですけれども、庁舎設備管理でいいんですよね、スタジイの木は。違う。

〔「スタジイは教育委員会のほうの管理」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（藤咲芙美子君） そうなんですか、わかりました。じゃ、それは後でまた。失礼いたしました。

じゃ、また別なものにします。

委託費で、AEDの管理は総務課でやっていますよね。毎年、管理の金額が変わっているんですけれども、もし何で変わっているのかわかれば教えてください。リースなんだけれども、同じ値段でいいと思うんだけど、毎年毎年変わっているんだけど、変わっている理由がわからない、金額が。お願いします。

○総務課長（鯉淵和己君） 教育委員会分と総務課分とあるんですけれども、5年のリースでやっています、再リースが1回だけできる。再リースをすると金額は下がるということなんです。再リース、もう一度借りるということで、6年目。

○副委員長（藤咲芙美子君） 6年目から。

○総務課長（鯉淵和己君） そうですね。

○副委員長（藤咲芙美子君） でも、その再リースに入る前に、一番最初に何十何万という契約して、そして、その後にもまた何十何万というように、次の年は10万単位で借りていて、その後、何かまたどんどん少なくなっているようなんですけれども、案外と毎年毎年みんな違っているんですよね。何でこんなに違うんだらうなというのはよくわからないんですけれども、例えば一般管理費として、28年度で33万8,000円、29年度で33万8,000円、それから30年度で13万3,000円、31年度で4万9,000円という金額が変わっているんですけれども、何でそんなに変わるんだらうなというのが。

あと、商工費も28年度では22万5,000円、29年度では22万5,000円、それから30年度では8万9,000円、31年度では2万4,000円、何でこんなに徐々に変わっていくんだらうなというのが。その場その場によって全然変わってくるんですよね、金額が。同じもので借りているのであれば、同じ金額でいっていると思うんですけれども、何でこんなに大まかにどんどん変わっちゃうんだらうというのがよくわかりません。

教育費のほうでは、年間、公設しているのは教育関係のほうは、ちょっとこれはいいとして、公設施設費用で月額9,500円で5年間リース契約ということなんですけれども、何かこれがよくわからなくて、何で月額9,500円なのに年間でこんなに変わってくるんだらうという、数字が全く合わないのがよくわからなくて。AEDの管理貸借委託料だと思うんですけれども。これ、ちょっとお聞きいたします。

そのことについて、なぜこんなに変動があるのかということと、契約の支払い基準が決まっているのか決まっていないのか、それから各会社で保証期間はあるのか、保証期間は5年間とか、貸与の今、6年と聞きましたけれども。

あともう一つ、河辺鉄鋼、JA茨城七会支店給油所、ホロルの湯、消防本部、桜ノ牧高校、イトウ、いろいろ設置されていますけれども、この施設に設置されているものは、各自の支払いなのか町の補助を受けているものなのか、わかれば教えてください。

○委員長（河原井大介君） 総務課長。

○総務課長（鯉淵和己君） 民間の工場とか事業所に置いてあるのは、民間で置いてあるので、町としては補助も一切ありません。

金額が下がっていることについては、ちょっと今調べていますので、少しお待ちいただきたいと思います。

○委員長（河原井大介君） じゃ、後ほどよろしくお願いします。

○副委員長（藤咲芙美子君） じゃ、もう少しお聞きいたします。

庁舎の管理で、事業の10番ですか。報告書の10番で、契約の業者管理システムの使用料ということで、多分ここの中に入るのかなと思うんですが、条例とホームページの、条例で決まりました、ホームページでも同じものを載せます、設管条例とかそういうもので載せますけれども、ここで条例で決まったことはホームページでも同じものを載せられるん

ですよ。それが違うときがあるんですけども、それは何か理由があるんでしょうか。

例えば、条例の例規集の扱いなんですけれども、平成29年12月定例会で、議案第94号において設管条例がありました。七会支所の廃止になりました。このような大事な項目を附則に記された理由は何なんですかということ。

あと、附則の2で城里支所設置条例の一部を次のように改正する。「第2条の表 城里町七会支所の項を削る」と記されているのに、これは当然例規集にも同じように記されなければならないんだと思うんですけども、ホームページの中の七会町民センター設管条例の附則には、附則2、城里町支所設置条例の一部を次のように改正する。次のようなのが略としてありますけれども、何で略にしちゃうのか。これを、ちょっと今までも総務課とか話したら、こういうことはあり得ない、こちらのミスだというようなことは課長あたりから話聞いたんですけども、ただ何回かやりとりしているうちに、これは改正するといっても、業者の関係だから業者に任せてあるから直すことはない。このままだということなんですけれども、私が疑問を持ったのは、何で議案で決まったものと条例で決まったものとホームページで載せたものは違っていいのか、そこら辺のところ、ちょっと具体的に教えていただきたいと思うんですけども、よろしく願いいたします。

それから、あと二つ、2項目があるんですけども、それ少しずつ、一つずつやっていきたいと思いますのでお願いいたします。

○委員長（河原井大介君） 総務課長。

○総務課長（鯉淵和己君） 先ほど条例の改正のホームページ上の件なんですけれども、略するのが本当だということではないんですけども、ただ、ホームページ上に載せる場合には、ここから先は「次のようは略」というような載せ方を慣例的にしているということでございます。ですので、藤咲委員さんからご指摘を受けましたので、ホームページ上の条例等の見直しとか載せかえを年に数回行いますので、その機会にあわせて省略がないように載せていただくことで調整したいと思います。

○副委員長（藤咲芙美子君） 年に数回ということは、そのときそのときで決まったときにやるんじゃないんですね、じゃ条例は。例規集には変更するわけじゃないんですね。すぐに直すということではなくて、年に何回かということ。

○総務課長（鯉淵和己君） 基本的には議会の後でやることになっていますので、4回。

○副委員長（藤咲芙美子君） 今回、もし私から指摘があったということで直せるというのであれば、すぐにでも直してほしいなというのはあるんですけども。ホームページで、「次のよう略」というようなことで、そのまま略したままになって、次のよう略というのは、何を見れば正常なきちんとしたものが見られるのかというようなことはわからないじゃないですか。結局、それでいて、七会支所が廃止されたということがわからないままで町民に続いているということになりかねますので、それはなるべく早めに修正していただければいいのかなというように思っています。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（藤咲芙美子君） じゃ、よろしく願いいたします。

もう一ついいですか。t o t oの助成金についてなんですけれども、今のホームページに載っていることなんですけれども、広報しろさとの19年8月の右下に、「ホームページのt o t oの助成金はまだ振興センターから支払われていません」と書いてあります。しかし、ホームページには、「スポーツくじ、山側グラウンド一面の整備についてはスポーツ振興くじ助成金を受けて実施されています」とあるんですが、これはどのように認識したらよろしいんでしょうか。間違っているのか、間違っていないのか、修正すべきものなのかをちょっとお聞きいたします。

○委員長（河原井大介君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 藤咲さんのt o t oの件のご質問なんですけれども、事業についてはt o t oの補助金は決定を受けて実施したという。決定を受けた段階でまだ補助金は確定してないので、お金は入ってない。

○副委員長（藤咲芙美子君） はい、わかりました。

なのに、なんでホームページ側では「補助金を受けて実施されています」とあるんですか。これは、19年8月25日、印刷したものです。何ですか。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 決定を受けて事業を実施したので、そういった記載になったものと思われま。

○副委員長（藤咲芙美子君） じゃ、これは、「このホームページに入っているものはまだ実施されていません」と修正することができますか。

○委員長（河原井大介君） 現在、載っていますか。

〔「今も載っているの」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（藤咲芙美子君） 19年8月25日に印刷したものです。

〔「違う、違う。だから、今もホームページに載っているの、今現在」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（藤咲芙美子君） きょうのは、ちょっと確認していない。

○委員長（河原井大介君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 今のt o t oの補助金なんですけれども、t o t oの補助金を申請した時点で、事業を行っているときに「受けて事業を実施しました」ということを告知しなければならないという決まりがありまして、それで告知をしております、補助要綱の中で。

○議長（小塚 孝君） 補助要綱で、向こうのやつで。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） はい。申請の中で。ホームページと広報紙で。

○委員（関 誠一郎君） この間、広報紙で7月で入っていませんと書いちゃったでしょう。あれと同じようにホームページ直せばいいんだよ。広報紙で書いたでしょう、7月で。

○議長（小塚 孝君） 入っていませんと言っちゃったらまずいんじゃないの。

○委員（関 誠一郎君） 受けていませんと書いてあったよ。

○副委員長（藤咲芙美子君） だから、受けていませんというのは、ここに……

○委員長（河原井大介君） ちょっと整理します。事業決定通知書が2月の2年前ですか。入っていて、それを前提にしているt o t oからお金をもらったという話にはなっているんですね。ただ、確定通知書は昨年の出納閉鎖まで、5月末まで入ってなかった、お金が入っていない。今も出ていないという状態が続いていますし、日本スポーツ振興協会t o t oのお金を出す場所、確定する場所においては、まだやりとりをしている最中ですよ。ただ、冒頭、t o t oの交付決定通知書が出た段階では、もちろんt o t oと書いて、全然あちら側は問題ないと言っているんですが、ただ、実際にもらえるかどうかわからないものに対して、t o t oのもうもらいましたということを表に表記することが正しいかどうかというご質問だと思いますので、多分そこは是正されたほうが現段階ではよろしいのかなというふうに思っていますけれども、いかがお考えでしょうか。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） それで、決定を受けて事業を行った中で、最終的にt o t oの補助金確定の実績報告を出す段階で、t o t oの補助金を使って整備しましたという告知というか、それをしようという、中でそういった要綱がありまして、それでその告知をしてあるわけです。

○委員長（河原井大介君） 正確に言うと、それはしてもしなくても向こうは別にどうでもいいと言っています、実際には。どっちでもいいんです。出しても出さなくてもいいんです、別に。出したことによって、補助金が入ったよということをPRしたいという町の立ち位置はよくわかるんですが、あちらはどっちでもいいんです。ただ、問題なのは、確定通知書、確定してお金が入った段階で出してくるのはいいんですが、入っていないので誤解を招いてしまうんじゃないですかという趣旨の確認だと思いますので、その点、まずご理解いただいて、いつお金が入るのかということはまだ確定されていますか。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） まだそういった連絡は来ておりません。

○議長（小塚 孝君） 入ってないの。33番で、ネット買ったら補助金が入るというから、議会では認めていた。ネットを買ってやったんだけど、買ってやっても入らないの、それはうそつきだね。ネット買って分離すれば補助金が入るんだからと。入ってないんだ。

○委員長（河原井大介君） 一応そういうことなので、質問の趣旨としては、そういうことをご理解いただければというふうに思います。

○副委員長（藤咲芙美子君） 私は何を言いたいのかというのは、要するにこちらで条例で決まっていることとかそういうもので、ホームページと違っていることを、町の広報のしるさどで出しているのに、何でホームページと違っているんだろうかという単純な意見です。ですので、それはいろいろ思惑、お互いにあるんでしょうけれども、それを町民にきちんと知らせていただきたいなと私は思っているだけなので、きちんと合った情報を伝えていただければいいのかなというところです、正確に。

〔「そうだね」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（藤咲芙美子君）　　というところです。

それから、もう一つ、管理についてなんですけれども、アツマーレの管理、開発公社の事業報告になっています。29年度、何度かいろいろ聞いたんですけれども、アツマーレの管理はどこに委託するんですかと確認していました。しかし、町長とか町のほうでは、委託業者はまだ決まっていません、決まりましたら報告しますからというようなことで言われていたんですけれども、今回、決算の報告の資料に開発公社は事業報告として、業務、城里町総合野外活動センターふれあいの里、それでうぐいすの里、アツマーレ、管理運営事業と記されていました。

議会の報告は、審議はないんでしょうか。私は、このところは、この前の全協でお聞きしましたら、当時、アツマーレということで、名前が変わった時点で開発公社に委託しているということを言って、開発公社が運営することになったということなんですけれども、何で野外活動センターとして、全て3つの事業を管理運営していくんだろうかと。そういうのは、議会には付きなければならないのではないかなと思うんですけれども、その辺のところも納得できません。説明をしていただければと思います。

当時、設管条例では指定管理者に委ねることができると記したと。この委ねることができるということだけで管理者が決まってしまうんでしょうか。これをお聞きいたします。

○委員長（河原井大介君）　　わかっている方、いらっしゃいますか。答弁者誰でも構いませんので。

〔「ちょっと休憩入れて考えたら」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原井大介君）　　わかりました。すみません。暫時休憩します。

午後　2時45分休憩

午後　2時55分開議

○総務課長（鯉渕和己君）　　よろしいですか、委員長。

○委員長（河原井大介君）　　はい、どうぞ。

○総務課長（鯉渕和己君）　　先ほどの藤咲委員さんからのご質問で、AEDのリースなんですけれども、総務課で払っている分が7台分であります。で、先ほど言いましたけれども、5年間契約がその7台が一気に契約ではないんです。まちまちな契約なものですから、とりあえず3台分が30年の6月30日で切れまして。この3台分を再契約すると最初30万位だったんですけれども、これが3万4,710円、約10分の1くらいになるということです。そういう契約になっていますので、だんだん下がってきているということでございます。

〔「設置場所はどこなんですか」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（鯉渕和己君）　　設置場所は本庁1階ですね。あと桂支所、それから七会町民センター、コミセン、常北幼稚園、あとホロルの湯に2台、計7台。

〔「10分の1になっても性能は大丈夫なんでしょう」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（鯉渕和己君） 再契約のあとはここ2年くらいでもうだめみたいです。だから7年くらいするとまた新しいのということになる。

○副委員長（藤咲芙美子君） ちょっと待って、また10何万かかるんですか。いいですよ、かかっても。なんでこんな風になるのかなっていうのが知りたかったのです。

○委員長（河原井大介君） 課長お願いします。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 先ほどの藤咲委員さんの、指定管理についてですが、当時山びこの郷の閉鎖に伴いましてバーベキューハウスを七会町民センターのほうに移転しておりますので、その関係で同じく指定管理ということで現在まで指定管理ということにしております。

条例変更で指定管理できるとかそういったもので今回の指定管理を行っているものではないということです。

○副委員長（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

あの、指定管理の設管条例では議会に付さなければならないという項目があるんです。その項目が抜かされているというのは私は納得いかなかったのです。何で抜かされてしまったんだろうかということを知りたかっただけなんですけれども、単純に、何で議会に示さなかったんですか。

○委員長（河原井大介君） 課長から、お願いします。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 当時施設を移動して、そのまま指定管理ということで現在は進めてしまったというのが事実でありまして、なぜかというのは当時のこと……

○副委員長（藤咲芙美子君） あのちょっといいですか。いいですか、質問して。

○委員長（河原井大介君） はい。

○副委員長（藤咲芙美子君） あのね、これとっても大切なことなんです。一つ一つ議会の議決に付さなければならないというような条例があるのに、この条例を無視して当時こうなりましたからとか、本当にあつという間に何かわからないような状況の中でされているということが私には納得いなくて、いるんですけれども、何で簡単に当時からなっていたから成り行きでとかそんなことで変えられてしまうんだろうかというようなことは非常に納得できないところにあります。

その先ほどの七会支所の項をけずるといふ言葉もないような状況で出されている、これはもうすぐにでも業者に言って直すべきところをこのままでいきますというようなことも言っていたし、何から何まできちんと条例に沿ってやっていただければ私たちが何も言いません。しかし、条例を無視して自分たちがいいような考えの都合のいいような状況にあわせてこうだからああだというようなことと言われてしまうのは納得ができないと言っているんですが、いかがでしょうか。まだやはりそのままですか。

○委員長（河原井大介君） はい、大曾根課長。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） この指定管理につきましては、平成30……あと1年で指定管理が切れるんですけれども、そういったものを踏まえてちょっと検討していきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○副委員長（藤咲芙美子君） 委員長。

課長としては、確かにつらい立場なのかもしれませんが、それを条例というものをいかに大切に思っているかは課長さんたちにはよく私には伝わってきます。しかし、いやそれができないような状況になっているというのはやはり課長さんたちがトップにしっかりと行っていただいて、きちんとこれはやりましょうよというようなそういう提案をしてもらわないと町民はそのままで影響がきてしまって何もわからないままで終わってしまうということもありますので、たんまり委ねることができるなんていうことで管理者が決まってしまうようなことだけは避けていただきたいなと思うところなんですけれども、いかがなものかな。開いてくれるんでしょうか。決まりましたと。説明をしてくれるんですかね。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 検討して進めていきますので……

○副委員長（藤咲芙美子君） ま、そういうようなことでよろしく願いいたします。

それと、先ほどの総務課で次のような略、これはすぐにでも修正してくださいね。私見させてもらってますので。

それから、もう一つだけちょっとお聞きしていいですか。

2ページの11で、町有地除草工事ということで、これは財産管理工事請負費ということで町有地の除草等を行い財産の管理を行ったと、町内一円ということなんですけれども、このことについてちょっとお伺いいたします。

町内一円の除草については、毎年きちんと同じ場所は設定されているんでしょうか。

○委員長（河原井大介君） 財務課長。

○財務課長（山崎秀樹君） 先ほども申しましたように、除草工事19カ所ということでお話ししましたが、毎年財務課で管理しているところについては19カ所分で、減ったところがあります。

そうですね。19カ所ということで毎年除草工事を行っております。

○副委員長（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

町内の19カ所ということなんですけれども、除草というか要するに草は19カ所だけでいいですかね。

○財務課長（山崎秀樹君） 財務課所管分として管理している部分ですので、19カ所以外に各課で恐らく除草しているところもあると思いますけれども。

委員長すみません、手を挙げずに。

○副委員長（藤咲芙美子君） あかね、何でこんなにしつこいかというと、私南団地の周辺なんですけど、今度5日になったらやってくれるということをお聞きしたので安心してはいるんですけども、あそこやるときに何か毎年じゃなくて1年ごとに計画を立てていると、だからことしはやらない予定だというようなことをお聞きしたんです。それでは困ると、草は待ってくれないんだということで、本当に草がぼうぼうな状態で何なんでこの町の中心地がこんなに除草しないで放っておくのかと。

町の人たちからも結構くるんですよ。たくさん。毎年シルバー人材に頼んでいて安くあげようと思ってはいるんだと思うんですけども、もし町民のためにお金を使ってほしいなと思うので、補助、補正であした出してでもきちんと業者に頼んでも、きちんときれいにしていただければいいなと思っています。ですので、これは本当に毎年きちんとここを町有地でやっていたんだからそのところをやろうということで決めていただければいいのかなと思うんですけども、ことしはこちらから言わなければそのままでぼうぼうなままだったというようなことも考えられますので、その点は19カ所と言わずに町有地できちんとやらなければならないところはきちんとやっていただければいいかなと思います。

提案、お願いします。

○委員長（河原井大介君） はい、お願いします。

○財務課長（山崎秀樹君） 南団地というお話をいただいたので、南団地の管理、都市建設課になると思うんです。その辺の町有地は各課で管理しているところでの除草ということで理解していただきたいと思うんですが。

財務課で管理している例えば長峰の団地跡地なんかは財務課で管理しています。団地ということ言えば。

そういうことをご理解いただきたいと思います。

〔「明日、来て言ったらいいよ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原井大介君） はい。

○議長（小塚 孝君） 15番の町おこし協力隊の中で七百四十何万かな。これは事業は幾つ重ねてやっているのか、それちょっと教えていただくのと、あと16番、江戸川区の交流事業、これの事業を幾つ重ねてやっているのか教えてください。

あと18番、これも事業幾つ重ねてやっているのか、それを教えていただくのと、あと17番で7万3,000円、美炙楽で肉食った事業だと思ったら全然違うというから、これちょっと詳細に、7万3,000円モンゴルの国旗だと言うから、モンゴルの国旗が7万3,000円も1こですのようなモンゴルの国旗をどこへ上げたんだか、明確にちょっと教えていただくのと、あと敬老会事業46番で、この中でこの870万の中で廃棄処分にした数は何個くらいあるのか、それで金額的に幾ら廃棄処分に使ったんだか、ちょっとそこを教えてください。

○委員長（河原井大介君） はい。お願いします。

○長寿応援課長（井上 優君） 今年度につきましては、敬老会の役員とかシルバーリハビリ体操の役員さんを選考委員という形で、その中でご意見が集約した形でおまんじゅうとお茶という形が一番希望が多かったものですから、その2つの選択という……

○議長（小坪 孝君） それは聞いている。廃棄処分で幾ら廃棄しているか金額。

○長寿応援課長（井上 優君） 去年は単価が540円でしたので、廃棄したのが400個という記録が残っていますので、単純に計算すると21万6,000円。

○議長（小坪 孝君） それで、今年の予算委員会でも、おまんじゅうでは日持ちしないし、課長さんらが分けるのは大変だから、もっと日持ちがするやつを。廃棄処分なんて皆さんの税金をいただいた中で、廃棄処分でかっぼるってことはもったいないし。お茶だったら各課で使うんだらうから、いいと思うけど、なんでおまんじゅうとお茶を半分にしたのかなというのが非常に。予算委員会の中でも指摘して、わかりましたと。当時の課長違うんだよな。伝達しないで逃げちゃったからそういうことなんだろうけど。残念だな。それはいいです。

○委員長（河原井大介君） まちづくり課長。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 15番の地域おこし協力隊都市交流事業なんですけれども、資料を配付してよろしいですか。

○委員長（河原井大介君） お願いします。資料がもしあれば出してください。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 15番の地域おこし協力隊都市交流事業ですけれども……

○議長（小坪 孝君） これは事業費は事業費で出してくれないと。きちんと事業費は事業費、人件費は人件費、委託費の中に報償費が入っているなんていうのはいいかげんな話だな。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 地域おこし協力隊なので、事業費として人件費一人月……

○議長（小坪 孝君） これは何のやつ。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 地域おこし協力隊2期生の全ての事業費です。

○委員長（河原井大介君） 島家住宅のほうですね。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） そうですね。

15番です。748万9,371円、この事業費です。

この方たちに人件費をお支払いして、いろいろなイベントに参加したりとか、あとは古内地区協議会で事業を行うときに手伝ったりとか、あと自分の、その中に消耗品とかありますけれども、城里ステーションでイベントをするときに消耗品を購入してそれで事業を行うということでこういった予算があるわけでありまして。

○議長（小坪 孝君） 城里ステーションというのはどこを言うの。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 石塚駅前通りの…。

○議長（小唄 孝君） 駅前。議会で議決したときには島家住宅でそういう古民家とか何とかやるから採用をお願いしますと議会にお願いされたんだけど、こういう議会に町おこし協力隊を採用したときの話と全然違うけれども、こういうことでいいのかな。

島家のほう活用してあそこをやるということで、屋根がえしたり何かしてお金を使ったのも、流用して使ったのも認めた経緯があるんだけど、こういうことではだめじゃないの。やはり予定どおり島家で古民家住宅を活用するということでもらったんだから、あそこで何らか事業をやらないと。せつかく、それで国の補助金も5,000万もらいましたという形でこの人らのために5,000万くらいの補助金をもらったという話だからああ何かやるんだなと思って期待はしていたのに、何もやらないだったら古民家なんかもらう必要なかったと思うんだけど、屋根がえだってやらなくてもよかったと思う。

それが計画が中途半端で終わっちゃって、事業が変わっているなんていうことが、あの人が3年いる中でこういう事業が採用のときと実際に働かせるのに事業が違っているなんていうことはいいと思うのかい。オレオレ詐欺でだましているようなものじゃないの。

採用のときには、レポートをもらってやるんでしょう。どういう活動してもらうか、プレゼンテーションとかそういう形で採用しているんだろうから。本当に残念だね、こういうのを、見ると。

わかりました。

○決算特別委員長（阿久津則男君） この車の借り上げ料58万3,200円というのは1台、2台。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 1台です。

○決算特別委員長（阿久津則男君） 年間。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 年間です。

○議長（小唄 孝君） で、毎日乗っているの。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） そうです。

○決算特別委員長（阿久津則男君） 1台に58万3,000円、年間で。

○議長（小唄 孝君） 随分高いリースだね。

○決算特別委員長（阿久津則男君） これどんな車なの、ちなみに。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 軽自動車です。

○議長（小唄 孝君） 軽自動車。買っちゃったほうが安いんじゃないの。

○決算特別委員長（阿久津則男君） 高いね。ちなみに、合計740万のうち国庫補助は幾ら。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） これは一人400万までなので800万で、全て国庫補助、国庫補助というよりも交付金で入ってくるものと。

○決算特別委員長（阿久津則男君） 全額交付金。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） はい。

○決算特別委員長（阿久津則男君） それで無駄遣いしちゃってるのかな。交付金ではその車は買えないの。借り上げ料しか対象にならないの。

○まちづくり戦略課長（大曽根直美君） そうですね、はい。

○決算特別委員長（阿久津則男君） 本当かい。

○議長（小唄 孝君） あと2つはどうなっているんだ。

○まちづくり戦略課長（大曽根直美君） 16番の江戸川区の交流事業61万8,698円ですけれども、この内訳については江戸川区区民祭りの出演謝礼ということで5万円ということで……

○議長（小唄 孝君） じゃあそれもちょうとこういう内訳書をください。あと18番も。

○委員長（河原井大介君） 資料を用意する間に、ほかの委員さんから質問ありますか。ほかの委員さんからございませんか。

猿田委員。

○委員（猿田正純君） じゃあちょっと何点か質問させていただきたいのは、まず1番目は1ページ、これは各執行部の皆様方をお願いなんですけれども、8番の財務課さんの電子入札システム使用料の金額なんですけれども、この右側の成果等という一覧表の中がものすごくいいことが書いてあるんです。入札を電子化することによってコストの低減を図る、また入札経過を公表することにより透明性、公平性が確保される。これはあくまで一般競争入札のほうだと思えるんですけれども、できるだけ入札やるときは町長にこれだけ透明性を図れるんだよというようなことで、随契減らすようお願いをしたいのですが、その辺はよろしくお願いします。

〔「それ直接言ったほうがいいよ」と呼ぶ者あり〕

○委員（猿田正純君） 町長には何度も言っています。

あとちょっと質問があるんですけれども、33番のまち戦なんですけれども、七会町民センターのグラウンドの防球フェンスの購入、この購入の件でフェンスは何回くらい使用したのかとそういうのは何か出ますか。

○委員長（河原井大介君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（大曽根直美君） 回数は数えていないんですけれども、火曜日と土日は両面使っていることが多いのでそのときは設置しております。

○議長（小唄 孝君） ホーリホックに貸したときは貸さないんだもの、使わないんじゃないの、ネット。

○まちづくり戦略課長（大曽根直美君） 火曜と土曜、日曜は……

○議長（小唄 孝君） 一般の人に開放しているのけ。

○まちづくり戦略課長（大曽根直美君） はい、両面使っているときが多いので、そのときには。

○議長（小唄 孝君） 火曜日と日曜日。

- まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 土日です。
- 議長（小唄 孝君） 土日見に行けばいいんだな。
- まちづくり戦略課長（大曾根直美君） はい、そうですね。
- 委員長（河原井大介君） どうぞ。
- 委員（猿田正純君） あともう1点なんですけれども、98番、町民課さんのところなんですけど、健康増進施設の利用状況のところ、これは多分安渡地区のみのものかと思うんですけども、これの利用者は何名くらいいらっしゃる。
- 委員長（河原井大介君） 町民課長。
- 町民課長（雨宮忠芳君） 30年度で延べ人数ですけれども、3,470人です。
- 委員（猿田正純君） わかりました。あとは大丈夫です。
- 委員長（河原井大介君） よろしいですか。
- ほかの委員さんからはよろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。
- 先ほどの資料のほうは準備できましたでしょうか。
- まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 今、コピーして。
- 委員長（河原井大介君） 副委員長。
- 副委員長（藤咲芙美子君） ちょっと今の町民センターのグラウンドの無料開放についてちょっと関連なんですけど、きのう回覧がありました。町民センターアツマーレグラウンドゴルフ無料開放日程の変更のお知らせで、9月10日火曜日から9月12日木曜日、10月8日火曜日から10月10日の木曜日に変更にしますということなんです。それでその後が、通常のグラウンドゴルフ無料開放は毎月第2、第4、第5火曜日に年末年始を除く、午後1時半から5時に行いますとあるんですけど、グラウンドの状況で中止になる場合がありますというんですけれども、これは町民が使用できる山側のグラウンドはいつでもできるはずですよ。何でこういう規制がかかるんでしょうか。これがちょっとよくわからないんですけれども、教えてください。
- 委員長（河原井大介君） はいどうぞ、お願いします。
- まちづくり戦略課長（大曾根直美君） あの、芝の状態が悪いときとか、そういったとき、あとは養生期間とかそういったときには。通常は使用できると思います。
- 議長（小唄 孝君） これ課長、サッカーグラウンドなのに何でグラウンドゴルフのグラウンドにしているの。グラウンドゴルフのグラウンド、ホールの湯につくったのに、3,000万も出して。何考えて、んで、1時間1,500円取っているんだろう、あれ。条例に従って、1時間。
- まちづくり戦略課長（大曾根直美君） いや、無料開放……
- 議長（小唄 孝君） 無料開放っていつまで無料開放してるの。町の財政が容易でないのに。1時間1,500円とるように条例が決まっているのに、いつまでも無料開放っちゃあめんめ。

○委員（三村孝信君） 課長さ、非公開の練習なんていうときもあのグラウンド使えるの、脇の。

○まちづくり戦略課長（大曽根直美君） あの両面、多分申請して使っていると思います。

○委員（三村孝信君） 違う、ホーリーホックが非公開の練習をするときあるでしょう。結構このごろ多いよね。そういうときは使えないでしょう。そのことを言っているのと違うの。

○まちづくり戦略課長（大曽根直美君） 入っていないです。

○議長（小塚 孝君） 町民のためのグラウンドであって半分は、ホーリーホックのグラウンドは半分なんだから、こういうことがあり得たのでは議会としては許せないと思うんだけども。半分は町民のグラウンドなんだから。

○まちづくり戦略課長（大曽根直美君） そうですね。

○議長（小塚 孝君） それがホーリーホックのために使えなくなるなんていうことを……。

○まちづくり戦略課長（大曽根直美君） そういうわけではないです。

○議長（小塚 孝君） グラウンドの状況って言ったって、町民はやっぱり申し込んだら使えるようにしてやらないと。だってグラウンド管理に2,500万も払ってるんだもの、グラウンドの状況で使えないなんていうんじゃないかと、町民が使うっていう時、いち早く復旧させないと。はやく1,500円もらえる様に条例決めてあるんだから。ホーリーホックも町民と同じく値段は払いますって言ってんだから、契約の中で。

○委員長（河原井大介君） 先ほどの資料のほうは準備できますか。

お願いいたします。

どうぞ、お願いします。

○副委員長（藤咲芙美子君） 配っている間ちょっとお聞きしますけれども、この無料開放はいつまでやるんですか。延々と。

○まちづくり戦略課長（大曽根直美君） 現在のところ期限は決めておりません。

○副委員長（藤咲芙美子君） 期限は決めていない。じゃあこれからずっと延々と無料開放という可能性もあるということですね。

○委員長（河原井大介君） 課長、一つ確認なんですけど、無料開放を続けていくということは、どういった根拠で今やっているのでしょうか。

○まちづくり戦略課長（大曽根直美君） 使用していただく……

○委員長（河原井大介君） 使用目的はわかるんですが、条例上1時間1,500円取るという話になっていながらも、無料開放はいつまで続けられるのか、続けていなければならない理由というのはどこに根拠をもっていらっしゃるのでしょうか。

○まちづくり戦略課長（大曽根直美君） 根拠はないですけども、基本的なものは申し込んだ人が申し込んで使うのが先決ですので……

○委員長（河原井大介君） 課長、いいですか。

根拠がないのに条例に書いてある1時間1,500円を取らずに無料開放をいつまでやるか根拠がないというのは、この決算委員会での発言としてはちょっと非常にまずい発言なんです。今一度言い直したほうがよろしいかと思えます。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 今のは訂正させていただきます。

○委員長（河原井大介君） 根拠がないと言ってはだめですから、何かいい言葉を選んだほうがよろしいかと思うんですけれども。

議長。

○議長（小唄 孝君） 18番のやつで、委託料で、田植え・稲刈り体験。これ去年は126万も払っているんだよね。ことしは2カ所なもので、2回では260万の予算を認めたのに、そしたら田んぼの人に文句を言われたのは議会が文句を言っているからこの中では田んぼの人に1回30万の団体に10万払って70万払っているということで私らは確認してあるんです。前もって。その中で、ことしの場合は田植えが20万、稲刈りが20万だなんて何で10万円ずつ下げる根拠というのは、何があって20万円にしたのか。議会が文句言っているからと20万になったんだなんていう話を平気で農家の人に言っているけれども、これでは30万で70万もらったと言って126万の中から70万田んぼの人がもらったと言って、ことしもやると言ってやってくれたのにことしは20万にされてしまっかんかんになって怒っているみたいで、ある議員さんにもくっつかかれて、議員さんらが本当にとんなめついているんだけれども、何でその20万にした根拠をちょっと。

○委員長（河原井大介君） 戦略課長。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 平成30年度は2分の1の補助事業で行っておりまして、補助事業なんです。30年度までは、2分の1の補助、地域創生交付金……

○議長（小唄 孝君） そうしたらもっと金が出ているの。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 違います。これは事業費で126万6,840円ですが、この半額で600万相当は補助金が出ていて、それで事業を行ってございました。で、事業清算を補助金が終わりましたので、事業をするために事業の清算をしたわけでありまして。そのときに……

○議長（小唄 孝君） ちょっとそれ言わせてもらおうと、去年、おとしは七会で田んぼをやって県の補助金がつかなくなったもので、菌部さんらのところが県の補助金で田植えをやったんだけど、その県の事業がなくなってしまったもので、私らは七会では手を引かざるを得なかったと。磯野に対しては県の補助金がないんだけど、町の独自の単独事業で126万円で事業をやってもらったんだと。町の単独事業で。最初から補助金はないのよ。そういう説明を町の単独事業と予算委員会でもしっかり私は聞いているんですよ。だから、どこから県からの補助金で七会が田植え菌部議員らが一番先にやって、去年はその補助金が無くなったからと言って磯野にお願いして町の単独事業でやりますと

ということで予算委員会でもそういう説明をしてあるのに、これは国の補助金なんですか、この補助金というのは。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） よろしいですか。

当初七会地区で補助事業を行ったのは農業政策課の補助金だったと思います。そこで受けてそこで当時行ったと思うんですけども、平成30年度については地方創生交付金で国からの補助金を受けて……

○議長（小坪 孝君） いつ。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 平成30年度。

○議長（小坪 孝君） これ国の補助金が入っているの。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） そうです。平成30年度。

○議長（小坪 孝君） 幾ら。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 2分の1。

○議長（小坪 孝君） これの2分の1なの。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） はい。

○議長（小坪 孝君） それだって関係あんめ、だって126万の何で予算取った。入っているの、これの中に60万が。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 補助金として入っています。

○議長（小坪 孝君） 入っているの。

それでことしは何。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） ことしは補助金の事業で行っていたのが、補助金がなくなったので事業を精査するということで、じゃあどうしようかということで事業を考えていて20万円で1回できるかどうかという確認等をして、それで事業の予算化をしたわけでありませう。

○議長（小坪 孝君） 当初聞いているときには、260万の内訳の中で130万予算を議会が認めてあるのに、何でそれが県の補助金だの国の補助金だの関係なくこの126万の中でこれに国から金が入っても関係ないの。県から入っても、国から金が入っても関係ないの。この支出のほうで我々は126万と、ことしは260万円の予算を議決しているの。支払うように。それが補助金が入るとか、入らないとかじゃなくて、それだったら補助金が入らないんだったら当初予算の260万をことしの分は削って当初予算の中に出すべきでしょうよ。何で260万、126万の中で2つで今度は130万、一つに分けると130万の金額だよ。算出するときに、126万のときに30万が払えて、ことしの予算は130万面倒見ているのに20万しか払えないのはおかしいんじゃないですかと私は言いたい。国の補助金が入ろうが、県の補助金が入ろうが関係ないの。我々は議会で議決して260万予算をみたということなんだから。その後で補助金が入ってるだのそういう理由にはならないよ。260万をみたんだから、それを適正に使ってくださいよと我々は議会では議決しているんだから、その事業に

対して。

それ田植えやってから20万に削るなんていうのいいかげんな話で、それで当初説明の中でも東京の観光会社が東京で人を集めるから値段が高いんですよ、そういう説明をしていた中で本当に残念だなと思う。町がうそをついて江戸川区で広報紙の中にチラシをまいて募集をかけて、それが今度は区民が電話をかけるのは城里町の役場に電話して、私参加したいですと言って観光屋が受け付けをしていたというのが、それが議会にうそをついて役場のまち戦が受け付けをやっていたなんてそういういいかげんな話はしないでほしい。

当初田植えに行ったときだって何だって、観光事業が持っていないとこの事業はできないんですなんて言っていて、だからうそつかれればうそつかれるほどエキサイトになるからそれはだめだよ。正直にしゃべってもらえれば終わりになるのに、補助金がついてもつかなくても関係ない。260万の我々は議決をして予算をみているのに、126万より7万円も多くみているのに、それなのに何で30万を20万にこぎってしまうんだというの。

○委員長（河原井大介君）　じゃ議長、答弁をいただきます。

どうぞ。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君）　よろしいですか。

260万という予算の内訳なんですけれども、その260万の中にはサーモンプロジェクトといいましてその補助金20万円も中に入れてまして……

○議長（小唄孝君）　何でサーモンプロジェクトがこの上の事業に入っているのに、何でそういうの勝手にできるんだと言うの。この事業の報告書の中に入れてっぺよ。サーモンプロジェクト。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君）　これは違います。これは30年度であって、31年度の話ですよ。31年度は260万……

○議長（小唄孝君）　だからそれは説明していないと言うの。サーモンプロジェクトはこの上のやつでやるという事業で議決をもらっているのに、終わってからこういうのを入れてきているのはおかしいでしょうと。事業が右へいたり左へいたりしてやっているのはおかしいでしょうと言うの。サーモンプロジェクトは上の欄に書いてあるでしょうよ、ちゃんと。上の事業でやっているやつ……

〔「30万から20万に下がった理由というのは」と呼ぶ者あり〕

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君）　事業を精査して下げただけです。

○議長（小唄孝君）　精査するんだらこれことしの決算で出すやつも精査したらよかつたんじゃないの。そんなに簡単にこぎれるなら。それでこぎるのにも入札をやってしまったから、大洋交通と入札をやって契約してから田んぼの人らをこぎっているのはいかがなものだと言っているの。大洋交通の入札が終わって、194万の入札でやって終わってから田植えの人らに20万だなんてこぎっているのいいかげんでしょうと言っているのよ。それで田植え終わってしまったからオレオレ詐欺みたいにくそついて30万払いますと言って

20万にしてしまったり、サーモンプロジェクトだって同じだよ、これ。漁業組合に20万払いますと言って10万円しか払わないんだもの。払いますなんて、町長だって職員だって担当、役職のある人間が報告に行って20万払いますからなんて言っていて10万円しか払わないんだもの。魚逃がしてしまってから。うそばかりついているんだもの。ひどいよ。以上。会議進めてください。

○委員長（河原井大介君） ありがとうございます。

意見も出尽くしたようでございますが、以上で平成30年度城里町一般会計決算所管分の審議を終了したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原井大介君） ご異議ないようですので、一般会計分で課長を除く説明委員の方々はご退席をしていただいて結構でございます。

早朝より長時間にわたりありがとうございます。ご苦労さまでした。

では、3分間……

午後 3時45分休憩

午後 3時49分開議

○委員長（河原井大介君） お疲れさまでございます。

では、着席をいただきまして、会議を再開をさせていただきます。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 先ほどに続きまして大変お疲れさまでございます。

（2）番、議案第61号 平成30年度城里町国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明については、この別紙の事業報告書の説明をかいつまんで説明していただいた後にすぐに質問のほうに入りたいと思います。

よろしくご協力をお願いいたします。

○委員長（河原井大介君） 健康保険課長。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） それでは、国民健康保険特別会計事業勘定の事業報告についてご説明をさせていただきます。

25ページをお開き願います。25ページ305番になります。

2 款保険給付費国保被保険者に対する保険給付費であります。

事業費は15億2,030万2,663円であります。内容といたしましては、療養諸費が8万5,377件で、13億2,189万9,790円。高額療養費3,337件、1億8,790万6,403円。移送費、1件、2万450円。出産育児一時金、11件、462万円。葬祭費、33件、165万円。レセプト審査支払手数料、420万6,020円であります。

続きまして、306番、3 款の国民健康保険事業費納付金であります。

保険給付費等交付金の財源とすることを目的として市町村ごとの所得水準や医療費水準

を考慮して、市町村ごとに配分された額を県に納付するものであります。事業費は6億1,861万3,166円であります。

次に、307番、5款保健事業費であります。

保健事業費1項保健事業費ですが、人間ドックの一部助成等を実施し、早期発見早期治療の意識を高め、医療費の削減に努めました。事業費は513万616円であります。人間ドックが254件、脳ドック33件であります。

次、308番であります。2項特定健康診査等事業費であります。

特定健診等を実施し、早期発見早期治療の意識を高め、医療費の削減に努めました。事業費は2,066万2,775円あります。特定健康診査受診者2,116件、受診率52.2%であります。特定保健指導等実施者、初回面接実施者であります。動機付け支援141件、積極的支援が43件ということになります。

続きまして、26ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計施設勘定の事業報告でございます。

309番、2款医業費6,779万8,882円につきましては、医療業務に係る所要経費となっております。医療業務の実績として診療報酬請求件数を掲載しております。

次に、310番、3款施設整備費であります。旧診療所、歯科棟、車庫、給食棟の解体工事を行いました。事業費は641万5,200円あります。

次に、311番、七会診療所歯科診療室の医療機器を整備いたしました。事業費は556万1,164円あります。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（河原井大介君） ありがとうございます。

ただいま説明が終了いたしました。ここでご質疑ご意見等を各委員から。

三村委員。

○委員（三村孝信君） 1点だけなんです。311番、そこに226万8,000円でベルレーザープラスデンタルセットというのを購入しているんですが、これは具体的にどのようなものかお尋ねします。

○委員長（河原井大介君） よろしくお願ひします。

○七会診療所事務長（飯村正則君） 三村委員さんのご質問にお答えいたします。

こちらは口腔内用のレーザーメスでございます。

〔「レーザーメス」と呼ぶ者あり〕

○七会診療所事務長（飯村正則君） レーザーメスでございます。

抜糸とか縫合等に使うものと聞いております。

以上です。

○委員長（河原井大介君） ほかに。

○決算特別委員長（阿久津則男君） これただいまのは買い取りですか、リース。

○七会診療所事務長（飯村正則君） こちらにつきましては、過疎対策事業債を用いまして購入してございます。過疎対策事業債を220万円充当して買っております。ですから購入です。

以上です。

○委員長（河原井大介君） ほかの委員の皆様から何かございませんでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原井大介君） それではご質疑ご意見が出尽くしたようであります。以上で平成30年度城里町の国保特別会計決算の審議を終了したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原井大介君） ありがとうございます。

ご異議ないようですので、続いて（3）番、議案第62号 平成30年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題とします。

先ほどと同じように、事業報告書のほうから説明をよろしくお願い申し上げます。

健康保険課長。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） それでは、後期高齢者医療特別会計の事業報告についてご説明申し上げます。

26ページをお願いいたします。26ページ下段になります。

312番、2款後期高齢者医療広域連合納付金であります。受給者数は、3,582人で1年間の広域連合への納付金として1億9,861万1,569円を支出しております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（河原井大介君） ありがとうございます。

ただいま説明が終了いたしました。ここで各委員からご質疑ご意見等をお伺いいたします。

副委員長。

○副委員長（藤咲芙美子君） ちょっと準備していないんですけれども、ごめんなさい。ちょっと気がついたことをお聞きいたします。

後期高齢者の連合で納付金がされていますけれども、これについては後期高齢広域連合のほうから納めなさいといわれている金額を納めているだけだと思うんですけれども、連合に対して納付するときに足りないとか、それから足りなくて納めきれないとか、そういうようなことは今のところないのでしょうか。後期高齢者に対して1割負担から2割負担になったりとかしている人がいるんじゃないかと思うんですけれども、そういうことに対しての徴収するときの何か困ったこととか、そういうようなことを町で把握していればお聞きしたいと思います。

○委員長（河原井大介君） 健康保険課長。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 納付金につきましては、町のほうで収納いたしました保険料を広域連合のほうに報告をいたしまして、それをもとに試算されまして納付書が送られてくるような形になります。それに基づいて納付いたしますので、そういうことはない。

○委員長（河原井大介君） よろしいですか。

○副委員長（藤咲芙美子君） はい。

○委員長（河原井大介君） ほかに各委員の皆様からございませんでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原井大介君） それでは、ご質疑ご意見等が出尽くしたようであります。以上で平成30年度城里町後期高齢者医療特別会計決算の審議を終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原井大介君） ご異議ないようですので、続いて（4）番、議案第63号 平成30年度城里町介護保険特別会計の決算認定についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長。

○長寿応援課長（井上 優君） 事業報告書の27ページをお願いします。

313番、各介護サービス給付費です。18億834万7,221円。居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画給付費、地域密着型介護サービス給付費の合計額になっております。

314番、各介護予防サービス給付費です。4,014万6,032円です。介護予防サービス給付費、地域密着型介護予防サービス給付費、介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費、介護予防サービス計画給付費の合計額となっております。

315番、高額介護（介護予防）サービス給付費で、4,338万4,294円。基準を超えました自己負担額に対しまして償還支払いを行ったものでございます。

316番、高額医療合算介護（介護予防）サービス費です。介護保険と医療保険の年間の自己負担額を合算しまして基準を超えた自己負担に対しまして償還支払いを行ったものです。

317番、特定入所者介護（介護予防）サービス費です。9,909万4,520円。低所得のために所得に応じた負担限度額が設けられておりますが、施設入所者やショートステイを利用した場合の居住費や食費の軽減を図ったものでございます。

318番、介護予防・生活支援サービス事業でございます。要介護認定を受ける前段階における高齢者を積極的に支援し、要介護状態を未然に防ぐ各サービスを提供したものです。軽費型通所介護事業、基準型訪問・通所介護サービス費、介護予防ケアマネジメント業務、高額介護予防・生活支援サービス事業費の合計額でございます。

28ページをごらんいただきます。

319番、一般介護予防事業。介護予防とその普及啓発を目的にサロン事業、運動教室事業及び介護予防ボランティア養成を行いました。ホロルの湯介護予防事業11回で4クール行っています。224万1,000円。ふれあいサロン事業、全地区で45カ所実施しております。289万7,000円。子どもヘルパー派遣事業、3地区で計22回派遣しております。48万9,000円。スクエアステップリーダー養成講座で30名養成で29万1,900円です。

次に、介護サービス事業勘定です。

320番、介護予防支援事業。具体的な介護目標や利用する介護予防サービスなどを記した介護予防プランを1,090件作成しました。その経費でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（河原井大介君） ありがとうございます。

ただいま説明が終了いたしました。ここで、ご質疑ご意見等をお受けいたします。

副委員長。

○副委員長（藤咲芙美子君） 介護予防というか生活支援というか全体についてちょっとお聞きしたいんですけども、この夏ちょっと町民から話があって、寝たきりになっていて体が痛くてトイレにも行けないような状態だと、どうにもならない、しびれがあってというようなことで、動けないような状態の方を拝見いたしまして。病院を薦めていたんですけども、1週間で退院させられたと。救急車で行ったにも関わらず1週間で退院させられたと。しかし状態は変わらず、痛みがあって苦しくてしょうがないというようなそういう同じような状態。歩けない状態もある。まあ、何とか少しずつよくなってトイレぐらいは歩くようになったというような方で、いるんですけども、入居をすることというのはできないのでしょうか。

こういう方に対してのサービスというのはどういう形でサービスなのか、よく私たちではわからないので、もっと何かその方が元気で痛みがとれてトイレぐらいはスムーズに動けるようになるようになるための支援とかそういうサービスとかそういうのはないのでしょうか。とても痛々しそうで見ていられなくているんですけども、どうにもならないから寝ているだけなんだという。一般のお医者さんに行ってもしょうがないんだと言われて。じゃあ、その人が寝ているだけなんだけれども何か介護のサービスとかを受けて日常生活を楽に過ごせるような状況になるために何かないだろうかというような心配があるんですけども、何か手立てはあるのでしょうか。

私どもよくわかりませんので、町でちょっと考えていただければと思ったんですけども、お願いいたします。

○委員長（河原井大介君） はい、どうぞ、じゃあマイクをお使ください。

○長寿応援課課長補佐（谷津靖子君） 長寿応援課課長補佐、谷津がお答えさせていただきます。

ただいまの藤咲議員さんのご質問なのですが、通常ですと痛みということであれば医療機関を受診して痛みの対応ということでまずは病院のほうの受診を薦めるということを通常ですとするんですが、中には医療の手立てがないということで主治医のほうに痛みに対しての対応がこれ以上できないということでご自宅で静養をいただいている方も中にはいらっしゃいます。医療の限界ということなのかもしれませんけれども、そういう方が例えば介護保険のサービスを利用したからといって痛みが軽減するかというと、医療とまた介護とは別のものがございますので、介護保険のサービスを利用したから痛みが消えるかというそれはまた違う問題なのかなと思いますので、まずは個別ケースで対応させていただきますので、訪問させていただいて主治医のほうと連絡をとれば、とればといういろいろな医療の窓口があるところと、なかなかとりにくいところもございますので、医療機関となるべく連携をとるようにしまして病院側と一緒に対策を考えていきたいと考えております。そういう段取りを通常は踏んでいくケースかなとりました。

よろしいでしょうか。

○副委員長（藤咲芙美子君） わかりました。丁寧なお答えありがとうございます。

とてもやはり痛みがあるというのは人間にとってつらいものですから、せめて痛みだけでもとってあげられればいいのかなと思うようなところであります。ですので、町としてそういう色々手立てを考えていただければ私ども本当に安心していただけるかなと思いますので、いろいろ事情もあって大変だと思いますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（河原井大介君） 議長。

○議長（小塚 孝君） 介護保険全体的なやつなんですけれども、非常に介護保険料を使う患者さんが増えているのはわかるんですけれども、非常に町の中を歩いて年寄りに国民年金の中から介護保険料が引かれるのが多くなってしまったという感じで言われるのが多いのと、その介護保険料を上げなくては当然今の需要からいくとそういう上げなくてはやっていけないのかなという形がするんです。私個人的には。

それで、そういう中で今度は坏小学校の跡地に老人ホームができた関係で、あそこに入所する人だとかいろいろ利用する人が町でも多くなったと思うんです。そういう中でこの介護保険料が町の支払いとして、ああいう施設ができたときに全体的に総額で介護保険料からの持ち出しが幾らくらい上がるのか、ちょっとわかれば教えていただきたいんですけども。

うちにいた人が今あそこへ入所して、うちのばあさん入れたとかじいさん入れてしまったよなんて言って、入れたからなんて言って、ただ向こうにすれば働く人がいないものだから町で80床やっても働く人がいないから、この間根小屋のお祭りに施設の人らが来たものでちょっとしゃべったら、いや議長さん働く人がいないものですから今のところ30名くらいで切っているんですよ何ていう形で、それでも50人くらい入れるように努力しますと

いう形で……

〔「増えた」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 増えたの。だからそういう形で本当に最初から、去年なんか那珂西の敬老会に行ったときに切々と言われたのは、町に対して人数を増やしたいのに要望しても増やしてくれなかったと。あの会長が泣きながら、敬老会に行ったときに言われたときにそういう形になって、片方には80床働く人がいないのにぼーんと80床やってしまったり、那珂西のグリーンなかさいがちょっと増やしたかったのに、町にもう3年くらいかけあっているんだけど全然増やしてくれないという意見も聞いているから、そういう総合的にわかればちょっと聞かせてもらいたいなど。

ことしも敬老会の案内がきているから、そういう形で那珂西辺りが要望するんだったら歴史がある老人ホームですので、それで町の有力者というか我々の先輩の方が本当にお世話になった施設なものだから、そういう施設を人数を増やしたいというときに出してやれないのかなという感じがするものだから、そこら辺ちょっと聞かせてもらえれば。

○委員長（河原井大介君） 事務的なお話として……

○議長（小唄 孝君） いや、その辺のは担当課だというから。

総合的にちょっと教えてよ。今言ったやつ。

○委員長（河原井大介君） 答弁のほういかがですか。できる範囲で、わからないところから答弁いただけると助かります。

はい、どうぞ。

○長寿応援課長（井上 優君） 事業計画には見込める範囲で給付の伸びちょっとみてみたものがありますので、あとで資料提出させていただきたいと思います。

直接、ケアステーション城里のその影響を全て含んだ数字ではなくて、高齢者の伸びとかそういうものを総合した数字になってしまいますけれども、一応伸びた数字というのは……

○議長（小唄 孝君） 桂聖明園なんかはかなり坏に取られてしまって減ってしまって収入が減ってしまって、やはりそういう形で不平不満が聞こえてきているし、やはりそういう形からいくとどうなのかなという感じがする。

○長寿応援課長（井上 優君） あと1点、特養のベッド数はちょっと町のほうでは直接の許認可権というのは持っていないんです。

○議長（小唄 孝君） だから去年の町長に、グリーンなかさいのときに最初に新設でも働く人がいないんだから、50床くらいにして30床をなかさいにやったらよかったんじゃないのと言ったんだけど、それでこちらが軌道に乗ってきたときにまた30床くらい増やしてあげるとか、実際につくっても働く人がいなくて預かれないなんていうのを聞くとやはりがっかりしてしまうよね。いつまでも町の町営住宅の跡地に借家つくるなんて言っているのがいつまでも反古されてしまうのかなという感じがする。

いいです。はい。

○委員長（河原井大介君） では、資料のほうは当委員会のほうに後ほどご提出いただければと思います。

ほか、各委員の皆様からご質疑ご意見等……

○委員（三村孝信君） 介護保険の1割負担と2割負担とあるでしょう。あれはどのくらいの基準で1割と2割は変わるの。

○長寿応援課長（井上 優君） 1割負担なんですけれども、本人の合計所得が160万円未満の方、本人が町税を課税されていない方、生活保護を受給されている方、第2号被保険者64歳以下の方は1割負担ということになっていまして、2割負担になりますと所得額が160万円以上、同一世帯に65歳以上の方で年金収入その他の合計額が単身世帯で280万円以上、2人以上の世帯の場合は346万円以上が2割負担の対象となっております。

○委員（三村孝信君） ちょっともう1回いい。

その例えば年金収入だけだと、幾らくらいの年金をもらうとその2割になってしまうの。

○長寿応援課長（井上 優君） 年金収入、実際どのくらいもらった場合というのはちょっと時間をいただいて……

○委員（三村孝信君） 時間をいただいてとあなた、一番基本的なことじゃあないの、1割とか2割なんていうのは。若い人に聞いていいよ、後ろの課長補佐でもいいから聞いて。

例えば、合算所得でいくらとか、単独でいくらだと基準はある訳じゃない。

○長寿応援課長（井上 優君） 繰り返しになってしまいますけれども、ご本人が160万円以上……

○委員（三村孝信君） 年金で160万以上あれば2割になってしまうわけ。

○長寿応援課長（井上 優君） そういうことになりますね。

○委員（三村孝信君） そうしたらほとんどの人が2割だよ、将来。

○長寿応援課長（井上 優君） 収入ではなくて所得になります。

○委員（三村孝信君） 所得で160万以上と以下、了解しました。合算とかというのは。

○長寿応援課長（井上 優君） 単身の場合は年金収入とその他の合計所得をお持ちの方の場合なんですけれども、単身だということとそのあわせなのが280万円以上、お二人の世帯だと346万円以上の方は2割。

○委員（三村孝信君） それは収入ではなくて所得、それも。

○長寿応援課長（井上 優君） 所得です。

○委員長（河原井大介君） じゃあ後ほどまとめて委員会のほうへご報告いただきながらということでご了解いただければと思います。

それでは、ご質疑ご意見等も出尽くしたようでありますので、以上で平成30年度城里町介護保険特別会計決算の審議を終了したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原井大介君） ご異議なしと認めます。

それでは、一般会計及び特別会計において多数の質疑、ご意見が出ましたが、本委員会所管分の決算については、認定することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原井大介君） 異議ありの声がありました。

異議ありという声がありました。

こちらのご意見等について、異議ありですので、ここで採決をしていきたいと思いを
では……

議長は除きます。

それでは、一般会計及び特別会計のこの決算について、認定することに賛成の方は挙手
をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河原井大介君） それでは反対の方。

〔反対者挙手〕

○委員長（河原井大介君） ということで、本委員会の所管分決算については、認定する
ことに決議いたします。

これらのご意見等につきましては、内容を整理の上、決算特別委員長にご報告をいたし
ます。

以上で、平成30年度城里町一般会計決算所管分並びに特別会計3会計の決算審議を終了
させていただきます。

執行部におかれましては、本日委員から発言がありましたご意見、ご要望、ご指摘等につ
きましては今後十分に研鑽、研究を積まれ、行政施策の繁栄に努力されることを強く要
望いたします。

大変早朝より長時間にわたりまして大変お疲れさまでした。執行部の方々はご退席をし
ていただいて結構でございます。ありがとうございました。

午後 4時25分休憩

〔執行部退席〕

午後 4時28分開議

○委員長（河原井大介君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（5）番、陳情第6号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法
化についての意見書提出についての陳情について議題といたします。

では、ここからは陳情について審議をしていきますので、事務局よりまず説明を求め
ます。

事務局長。

○**議会事務局長（阿久津雅志君）** 陳情第6号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての意見書提出についての陳情でございます。

陳情の提出者は、城里町石塚1428-25、全国過疎地域自立促進連盟茨城県支部長、上遠野修様でございます。

陳情の内容は、現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和元年3月末をもって失効することから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが今後も必要であるため、新たな過疎対策法の制定を強く要望し、政府及び関係機関に意見書を提出していただきたい、との内容です。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**委員長（河原井大介君）** ありがとうございます。

ただいま陳情第6号について説明がありました。本件の取り扱い等についてご質疑ご意見等をお受けいたします。よろしくお願いいたします。

○**副委員長（藤咲芙美子君）** あの、この件については以前からずっと続いてきてしまったもので、令和3年の3月をもって失効するということがあります。ただ、過疎地域に対して、過疎地域に対する補助、対策の金額は国への求めだと思うので、これは続けていいのではないかと思います。引き続きもらわないと過疎債というか、過疎債というよりも過疎措置ですか、そういうようなことについては引き続き受けていっていいのではないかなとは思っています。

これは町長云々関係なく、必要かなと思います。ただ、この過疎のものについて、国から出るものを過疎地域だからといって七会だけに使うとかそういうのではなくて、町全体に使ってもらえるようなそういうものにしていただければいいのかなということをお私思っております。

〔「七会地区しか使えない」と呼ぶ者あり〕

○**副委員長（藤咲芙美子君）** 七会地区だけなんですよ。

〔「そうすると今度逆に陳情と補助が出なくなってしまうじゃあないですか」と呼ぶ者あり〕

○**副委員長（藤咲芙美子君）** そうですよ。使えないんですよ。でも少しはいいのかなという感じです。

○**委員（関 誠一郎君）** ただ、国としてこの名目は、過疎という文言を消して、新たな補助金の体系を作るというような話はチラッと聞きます。過疎って名前がイメージが良くない。最近、利根町が過疎地域指定されたけれども。

○**副委員長（藤咲芙美子君）** どちらにしても補助とかこういうものは受けていただければと思いますので、私は賛成したいと思います。

○委員長（河原井大介君）　ここでご意見等も出尽くしたようでありますので、採決を取りたいと思います。

それでは、陳情第6号について総務民生常任委員会としては意見を取りまとめたいと思いますが、採択で賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

○委員長（河原井大介君）　全会一致ということで採択をさせていただきました。

それでは、意見書につきましては、意見書の条文についてご審議をいただきたいと思いますので意見書に目を通していただきまして、請願者が作成してきました原文を尊重したいと思いますが、いかがでしょうか。

皆様のご意見をお伺いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原井大介君）　異議なしの声がありました。

それでは、意見書につきましてはお手元の陳情者が作成してきました原文、これを尊重し本会議に提出するというにさせていただきます。

それでは、続きまして、時間もあれですのであれですが、（6）総務民生常任委員会視察研修について、開催の日程等々視察の研修内容等についてご提案のほうございましたらお願いをいたします。

皆様からの研修のやり方について提案を求めたいと思います。よろしく申し上げます。

〔「委員長と副委員長に一任するからそれで私はいいですよ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原井大介君）　で、すみません、今回日程のほうを確認させていただきたいというのがありまして、事前に確認をしたところ全議員、我々もそうなんですが、日程的には11月の月上旬しか皆さんが集まれる日がないと。これは、国体が入ってしまっとうしようにもないということと、あとは12月議会がややちょっと早めに11月末から始まってしまうので、充て職等の委員会もあると思うのですが、11月上旬ということになっています。

それで、きのう菌部教育産業の常任委員長とも話したんですが、2つの委員会で行くよりも1つのほうが物理的に時間的にまた体力的に一つ議員研修、委員会研修というわけではなくて議員研修というようなイメージで合同で場所を決定したいと思うのですが、あした教育産業のほうでもお話が委員長のほうからあるとは思いますが、できれば一緒にやったほうが国体もありますので都合上よろしいのではないかなということを思っていますが、もしどうしても一つ別々でやれよという意見があれば検討をさせていただきたいとおもうのですが、皆様のご意見いかがでしょうか。

○副委員長（藤咲美子君）　経費削減のためにいいんじゃないですか。

○委員長（河原井大介君）　よろしいですか。

じゃあとりあえず経費削減と時間の都合上ということもあって、11月上旬、これはもう決定でいいんですね。大体、期間的には。か、11月中旬か。国体が終わったあとなので。

ここら辺しかちょっと……

〔「国体っていつまでなの」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原井大介君） そのあと借り出されたりいろいろあるという話だったんですよ。

〔「10月は予定が入っていて」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原井大介君） 職員が動けないんですね。

そういうのがあったりして、ちょっと難しいという声がありましたので、11月上旬か中旬ということで2つの委員会合同で議員視察という方向で総務民生常任委員会のほうは決定させていただいてよろしいでしょうか。ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原井大介君） ありがとうございます。

では、内容については三村委員からご指導いただいたように、私と副委員長のほうで菌部さんとか片岡副委員長含めて話をさせていただきながら、研修の内容については深掘りしていきたいと思いますので、そういったことをご理解をいただければと思います。

よろしく願いいたします。

それと、事務局長から提案がありましたように、総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを説明をいただきたいと思います。

○議会事務局長（阿久津雅志君） その他でございまして、定例会最終日、毎回出しております閉会中の所掌事務調査について、提案してよろしいかご審議いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○委員長（河原井大介君） いかがいたしましょうか。

はい。

○副委員長（藤咲芙美子君） あの、閉会中の審査とは、例えば具体的にどうということ。

○委員長（河原井大介君） 藤咲さん、それを決めるのが我々なので、その内容というのは今まで継続してきたものとか、ついろいろんな話としてこの所管の問題だったり所掌事務の中で課題が出てきたときに集まって話し合う部分もあるので、閉会中に……

○副委員長（藤咲芙美子君） それ可能なんですか。

○委員長（河原井大介君） 要は、閉会中……

〔「会議が開けるように」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原井大介君） そうです。委員会というのは定例会ごとの一つ一つ区切れている枠組みなので、それを年間通してできるようにうまくやっていきたいと思いますという意味合いです。

ただ、特別な……

○副委員長（藤咲芙美子君） いいですか。

視察とかそういうものも可能なんですか。そういうことではないんですか。

〔「それとは別ですね」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（藤咲芙美子君） それとは別なんですね。

この閉会中の審査というのは何なんですか。私よくわからないんです、いつも。

〔「研修は行けないけど調査には行けるんだよね、みんなで行きましょうとなれば」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原井大介君） そうですね。総意があれば、総意があればです。委員の過半数の総意があれば調査権はあります。調査権じゃあないな、確認かな。確認することはできます。

○副委員長（藤咲芙美子君） それは可能なんですか、申し入れれば。

○委員長（河原井大介君） もちろん申し入れていただいて、委員長が招集をかけるか、ある程度過半数の委員さんからご提案があればという形になります。大体は。関連含めてです。

○副委員長（藤咲芙美子君） それはできるんですね、言われれば。やるんですね。議長が決めるんですね。

○委員長（河原井大介君） 違います、委員長です。

○副委員長（藤咲芙美子君） 委員長が決めるの。

また多数決。

〔「藤咲さんだってその手続をしていれば、例えば車を使ってちょっと見学に行きたいとかそういうのも可能なんだよ」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（藤咲芙美子君） そうなんですか。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 副委員長に言われていますが、逆にこれを提案していなければ活動できないんです。委員会というのは定例会中しか活動できないんです。だからこれを出していなければもう一切活動できないんです。

〔「藤咲さんが調査しているやつも委員会で調査できる」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（藤咲芙美子君） そうなんだ。わかりました、じゃあオッケーです。

○委員長（河原井大介君） では、そういうことでよろしくお願いします。

所掌事務調査についての閉会中の所掌事務調査については、定例会の最終日に上程するように報告いたしますのでご協力よろしくお願いたします。

以上で当委員会に付託されました全議案について審議を終了いたしました。

以上で当委員会に付託されました全議案について審議を終了いたしましたので、本当に早朝より大変お疲れさまでした。

ここで、閉会に当たりまして藤咲副委員長よりご挨拶を頂戴いたします。

○副委員長（藤咲芙美子君） 本当に皆様お疲れさまでございました。

いろいろありました。でも本当に皆さんの審議で町がだんだんいろんなことが表れてくるし、皆さんの審議で町が変わってくれるといいなというのはつくづく思っています。皆

さんの本当に真剣な審議で町がこれから変わってもらえることを期待しながら、私は挨拶といたします。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（河原井大介君） お疲れさまでした。

午後 4時41分閉会